

杉並区国民保護計画

(平成28年2月改定)

別冊・資料

杉並区

別冊・資料目次

【条例・規則等】		頁
資料1	杉並区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	1
資料2	杉並区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則	2
資料3	杉並区国民保護協議会条例	7
資料4	杉並区国民保護協議会運営規程	8
資料5	杉並区国民保護協議会委員	9
資料6	杉並区国民保護計画改定委員会設置要綱	10
資料7	杉並区の特殊標章及び身分証明書に関する要綱	12
【関係機関一覧】		
資料8	指定地方行政機関（武力攻撃事態対処法第2条5号）	21
資料9	自衛隊	22
資料10	指定公共機関（武力攻撃事態対処法第2条6号）	23
資料11	指定地方公共機関（国民保護法第2条2号）	25
資料12	東京都・杉並区関係機関	26
資料13	近隣区市の国民保護担当部局	27
【避難】		
資料14	地区別男女別年齢区分別人口	28
資料15	家族類型別世帯数	30
資料16	町丁目別昼間人口及び夜間人口	31
資料17	年齢、男女別昼夜人口及び夜間人口	33
資料18	避難時などに配慮を要すると考えられる人の数	34
資料19	一時的な集合場所、オープンスペース	36
資料20	爆風等からの一時避難場所	43
資料21	区車両等保有状況一覧	44
資料22	地域内輸送拠点	45
資料23	区内鉄道施設運行路線現況	46
資料24	ヘリコプター緊急離発着場	46
資料25	防災市民組織一覧	47
資料26	MCA無線・地域防災無線	50
資料27	無線放送塔一覧	54
【救援】		
資料28	救援の程度及び方法の基準	56
資料29	災害対策用備蓄倉庫一覧	59
資料30	震災救援所1か所あたりの備蓄品一覧（基準値）	60
資料31	医療救護所・災害拠点病院等	61
資料32	歯科医療救護所	62

資料33	負傷動物救護所	62
資料34	医療資機材・医薬品等備蓄一覧	62
資料35	感染症指定医療機関	63
資料36	火葬施設一覧	64
資料37	遺体収容所一覧	64
【大規模集客施設等】		
資料38	鉄道各駅別乗車人員及び降車人員	65
資料39	大規模商業施設	67
【様式等】		
資料40	安否情報省令	68
資料41	安否情報関係様式	70
資料42	被災情報報告様式	75
資料43	公用令書	76
資料44	埋葬及び火葬様式	78

【条例・規則等】

資料 1

杉並区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、杉並区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び杉並区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第 3 条 保護本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき保護本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第 4 条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第 5 条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第 6 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 7 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(杉並区緊急対処事態対策本部)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、杉並区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

杉並区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則

平成19年3月9日

規則第11号

改正 平成19年3月19日規則第26号 平成24年3月23日規則第18号
平成28年5月16日規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年杉並区条例第23号。以下「条例」という。）第7条及び条例第8条において準用する条例第7条の規定に基づき、杉並区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び杉並区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の分掌事務)

第2条 条例第3条第1項の規定により保護本部に置く本部長室は、次の事項について保護本部の基本方針を審議し、策定する。

- (1) 国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）全体にわたる区の方針に関すること。
- (2) 重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達に関すること。
- (4) 救援の実施に関すること。
- (5) 応急公用負担等に関すること。
- (6) 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置に関すること。
- (7) 武力攻撃事態等合同対策協議会に関すること。
- (8) 東京都知事及び他の区市町村長等に対する応援の要請等に関すること。
- (9) 国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副区長をもって充てる。

一部改正〔平成19年規則26号〕

(本部員)

第5条 本部員は、教育委員会教育長、杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第5号）第3条に規定する部の長、総務部危機管理室長及び教育委員会事務局次長をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

一部改正〔平成19年規則26号・24年18号〕

(本部派遣員)

第6条 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げるもの（以下「指定地方行政機関等」という。）の長、代表者若しくは管理者又はその指定する者及び学識経験者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- (1) 指定地方行政機関
- (2) 東京都を警備区域とする陸上自衛隊
- (3) 東京都
- (4) 警視庁
- (5) 東京消防庁
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関

(部)

第7条 条例第3条第1項の規定により保護本部に置く部の名称及び分掌事務の概要は、次のとおりとする。

国民保護総務部

- (1) 保護本部の庶務に関すること。
- (2) 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- (4) 国民保護措置に係る損失補償、損害補償及び不服申立ての問合せの対応に関すること。
- (5) 特殊標章及び身分証明書の交付に関すること。
- (6) 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達及び通知に関すること。
- (7) 避難所等の選定に関すること。
- (8) 武力攻撃災害情報の収集及び分析に関すること。
- (9) 被災情報及び安否情報の収集及び提供に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- (10) 保護本部における通信施設の保全に関すること。
- (11) 災害に係る広報に関すること。
- (12) 報道機関との連絡に関すること。
- (13) 職員の動員及び給与に関すること。
- (14) 車両の調達及び配車に関すること。
- (15) 緊急通行車両確認標章の発行等に関すること。
- (16) 庁舎及び区有施設等の安全確保に関すること。
- (17) 被災した児童及び生徒等に対する教育に関すること。
- (18) 国民保護対策関係の予算その他財務に関すること。
- (19) 公的徴収金等の減免及び徴収猶予に関すること。
- (20) 義援金の受付、出納及び保管に関すること。
- (21) 復興に関すること。
- (22) 他の部に属さないこと。

国民保護救援部

- (1) 避難所等の開設及び運営に関すること。

- (2) 避難住民の誘導及び運送に関すること。
- (3) 被災者の捜索及び救出に関すること。
- (4) 遺体の収容及び引渡し並びに埋葬及び火葬に関すること。
- (5) 被災情報及び安否情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。
- (7) 被災した乳児及び幼児に対する保育に関すること。
- (8) 国民保護に係るボランティア等の支援の総合調整に関すること。
- (9) 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。
- (10) 物資の運送及び配分に関すること。

国民保護医療救護部

- (1) 医療救護所等における医療救護に関すること。
- (2) 医薬品の管理、配分及び調達に関すること。
- (3) 民間団体に対する医療救護活動の要請に関すること。
- (4) 防疫その他の保健衛生に関すること。
- (5) 医療救護に係るボランティアの受入れに関すること。
- (6) その他医療救護に関すること。

国民保護都市整備部

- (1) 道路及び橋りょうの保全に関すること。
- (2) 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
- (3) 民間団体に対する障害物の除去に係る応急対策業務の要請に関すること。
- (4) がれき処理の対策に関すること。
- (5) 建物の応急危険度判定に関すること。
- (6) 公園の保全及び災害時の利用に関すること。
- (7) 水防に関すること。
- (8) 応急仮設住宅等の運営に関すること。

国民保護清掃部

- (1) 毒物及び劇物を保有する施設に係る情報連絡及び緊急措置に関すること。
- (2) ごみ、災害廃棄物及びし尿の処理及びその調整に関すること。

2 部は、区長が別に定めるところにより、班、隊、所又は支隊をもって編成する。

(保護本部の職員)

第8条 部長、部長補佐、班長、班長補佐、隊長、隊長補佐、所長、所長補佐及び支隊長は、区長が別に定める者とする。

2 班及び隊に属すべき保護本部の職員は、前項に定める者のほか、別に定める通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから、部長が指名する。

3 隊の本隊及び所に属すべき保護本部の職員は、第1項に定める者のほか、隊に所属する職員のうちから、隊長が指名する。

4 支隊に属すべき保護本部の職員は、第1項に定める者のほか、班に所属する職員のうちから、班長が指名する。

5 隊長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、本隊に所属する職員のうちから、所長補佐を指名することができる。

(職務)

第9条 班長及び隊長は、部長の命を受け、班及び隊の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長及び支隊長は、隊長及び班長の命を受け、所及び支隊の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 部長補佐、班長補佐、隊長補佐及び所長補佐は、それぞれ部長、班長、隊長及び所長を補佐し、部長、班長、隊長及び所長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 前3項に定める職員以外の保護本部の職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(教職員による支援)

第10条 第8条に定める職員のほか、区立学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する職員をいう。）は、所が設置された場合には、保護本部の職員として所の管理及び運営を支援する。

(応援)

第11条 部長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、第8条の規定にかかわらず、班又は隊に所属する職員（前条に規定する職員を除く。）に、他の部又は部内の他の班若しくは隊の応援を命ずることができる。

2 隊長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、第8条の規定にかかわらず、本隊に所属する職員に、所の応援を命ずることができる。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、前2項の規定により応援に従事する職員の配属について準用する。

4 第1項及び第2項の規定により応援に従事する職員は、第9条の規定にかかわらず、応援を受ける部、班、隊、所及び支隊の長の指揮監督の下に行動するものとする。

(現地対策本部)

第12条 現地対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 武力攻撃災害及び復旧状況の情報分析に関すること。

(2) 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 現地職員の役割分担及び調整に関すること。

(4) 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。

(5) 各種相談業務の実施に関すること。

(6) その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。

2 現地対策本部は、武力攻撃災害現地又は庁舎等に設置する。

3 国民保護現地対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員の中から指名する者をもって充てる。

4 現地対策本部に国民保護現地対策副本部長を置き、本部長が指名する保護本部の職員をもって充てる。

5 国民保護現地対策本部員は、本部長が指名する保護本部の職員をもって充てる。

(現地連絡調整所)

第13条 本部長は、武力攻撃災害が発生した場所等における関係機関の連携確保のため必要があると認めるときは、現地連絡調整所を設置することができる。

(委任)

第14条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

(杉並区緊急対処事態対策本部)

第15条 第2条から前条までの規定は、杉並区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日規則第26号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月16日規則第115号）

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規程に基づき、杉並区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の総数は、40 以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 6 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

杉並区国民保護協議会運営規程

平成 18 年 5 月 30 日

杉並第 13244 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、杉並区国民保護協議会条例（平成十八年杉並区条例第二号）第六条の規定に基づき、杉並区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。

3 前項の規定により、代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(専門委員の出席)

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第 4 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 協議会の日時及び場所
- 二 出席した委員の職名及び氏名
- 三 議題、議事の概要及び議決事項
- 四 その他必要と認める事項

3 議事録は、公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 30 日から施行する。

資料 5

杉並区国民保護協議会委員

(平成 27 年 12 月 1 日現在)

会長 杉並区長 会長 1 名 委員 37 名

委嘱又は任命区分	委嘱又は任命する役職名
自衛隊	陸上自衛隊第 1 普通科連隊第 4 中隊長
警視庁	第四方面本部長
	杉並警察署長
	高井戸警察署長
東京消防庁	荻窪警察署長
	第四消防方面本部長
	杉並消防署長
東京都	荻窪消防署長
	建設局第三建設事務所長
	水道局杉並営業所長
	下水道局西部第一下水道事務所長
	杉並消防団長
杉並区	荻窪消防団長
	副区長
指定公共機関	教育長
	日本郵便(株)杉並郵便局長
	東日本電信電話(株)東京北支店長
	東京電力(株)東京支店荻窪支社長※
	東京ガス(株)西部支店長
	東日本旅客鉄道(株)東京支社荻窪駅長
	京王電鉄(株)鉄道営業部井の頭北管区管区長
	西武鉄道(株)上石神井駅管区長
東京地下鉄(株)新宿駅務管区荻窪地域区長	
指定地方公共機関	(社)東京都トラック協会杉並支部長
学識経験者等	(社)杉並区医師会副会長
	(社)東京都杉並区歯科医師会会長
	(社)杉並区薬剤師会会長
	杉並区議会議員
	杉並区議会議員
	杉並区町会連合会常任理事
	杉並区町会連合会常任理事
	杉並区防災市民組織連絡協議会会長
	杉並区防災市民組織連絡協議会副会長
	(社福)杉並区社会福祉協議会会長
	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長
	防衛大学校国際関係学科教授
	(株)ジェイコム東京南エリア局長

※東京電力(株)が平成 28 年 4 月 1 日に分社化したことに伴い、平成 28 年度以降は委嘱する役職名が東京電力パワーグリッド(株)東京支店荻窪支社長となる。

杉並区国民保護計画改定委員会設置要綱

平成27年 9 月10日

杉並第30433号

(設置)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づく、杉並区国民保護計画（以下「国民保護計画」という。）の改定に当たり、区の関係各課の相互調整を図りつつ、改定することを目的として、杉並区国民保護計画改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国民保護計画の改定に関すること。
- (2) 国民保護計画に係る情報の共有及び総合調整に関すること。
- (3) その他国民保護計画に関して必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に定める者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、総務部危機管理室長とする。

(副委員長)

第5条 副委員長は、総務部危機管理室危機管理対策課長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員会の指示する事項を検討、調査及び研究する。

3 部会の部会長は、委員長が委員の中から指名する。

4 部会の部会委員は、委員長が指名する。

5 部会の部会長は、部会を招集し、会務を総括するとともに、部会の検討経過、結果及び進捗状況等を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部危機管理室危機管理対策課及び防災課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月10日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部危機管理室長
政策経営部企画課長
総務部総務課長
総務部人事課長
総務部広報課長
総務部危機管理室危機管理対策課長
総務部危機管理室地域安全担当課長
総務部危機管理室防災課長
区民生活部管理課長
保健福祉部管理課長
杉並保健所地域保健・医療連携担当課長
都市整備部都市計画課長
都市整備部土木計画課長
環境部環境課長
教育委員会事務局庶務課長

資料 7

杉並区の特種標章及び身分証明書に関する要綱

平成 19 年 3 月 9 日

杉並第 81870 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、杉並区の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準及び手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第 3 条 区長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、区長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 区の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

(交付の手続)

第 4 条 区長は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第 2 号様式。以下「交付者台帳」という）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 区長は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第 1 号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付者台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 区長は、第 3 条第 1 号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、区長が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 区長は、第 3 条第 1 号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）並びに第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 区長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 区長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 区長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じて場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 区長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ暇がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、区長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 区長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（第3号様式）により、速やかに区長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 区長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書を交付するものとする。

2 区長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、若しくは使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合又は身分証明書の記載事項に異動があった場合は、身分証明書再交付申請書（第4号様式）により速やかに区長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身

分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により区長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第 10 条第 2 項の規定により区長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、区長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第 14 条 区長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 区長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 区長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付の際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(庶務)



第 19 条 杉並区における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理室が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 9 日から施行する。

別図(第2条関係)

表面

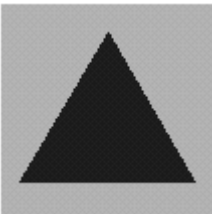
	杉 並 区 長 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名 / Name 生年月日 / Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日 / Date of issue 証明書番号 / No. of card 許可権者の署名 / Signature of issuing authority 有効期間の満了日 / Date of expiry		

裏面

身長 / Height	眼の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information 血液型 / Blood type		
所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

(日本工業規格 A7(横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

別表(第2条関係)

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：杉並区 1)</p>
帽 章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

第1号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

杉並区長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字) (ローマ字).....	生年月日(西暦)年.....月.....日
申請者の連絡先 住所:〒 電話番号:..... E-mail :.....	写 真 縦4×横3cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長:.....cm 眼の色:..... 頭髪の色:..... 血液型:.....(Rh因子:.....)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資格:..... 証明書番号:..... 交付等の年月日:..... 有効期間の満了日:..... 返納日:.....	

第3号様式（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

杉並区長 殿	年 月 日
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____ 印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

杉並区長 殿 申 請 者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____ 印	年 月 日
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

資料 8

指定地方行政機関（武力攻撃事態対処法第2条5号）

名称	所在地
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
北関東防衛局	さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
関東総合通信局	千代田区九段南 1-2-1 (九段第3合同庁舎 22・23階)
関東財務局	さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館)
東京税関	江東区青海 2-7-11 (東京港湾合同庁舎)
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館 7階)
東京労働局	千代田区九段南 1-2-1 (九段第3合同庁舎)
関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
関東森林管理局	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館 8～11階)
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館 11階)
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
関東運輸局	横浜市中区北仲通 5-57 (横浜第2合同庁舎)
東京航空局	千代田区九段南 1-1-15 (九段第2合同庁舎)
東京航空交通管制部	所沢市並木 1-12
東京管区气象台	千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	横浜市中区北仲通 5-57
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心 11-2 (明治安田生命さいたま新都心ビル 18F)

資料 9

自衛隊

名称	所在地	連絡先
陸上自衛隊 東部方面総監部	練馬区大泉学園町	048-460-1711
海上自衛隊 横須賀地方総監部	横須賀市西逸見町1丁目無番地	046-822-3500
航空自衛隊 作戦システム運用隊	福生市大字福生 2552	042-553-6611

自衛隊HPから抜粋

部隊名 (駐屯地)	連絡先	
	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部(練馬) 〔都担当〕	第3部長又は同部防衛班長 (3933) 1161	師団司令部当直長 (3933) 1161
陸上自衛隊 第1普通科連隊(練馬) 〔杉並区担当〕	第3科長又は運用訓練幹部 (3933) 1161	部隊当直司令 (3933) 1161

杉並区地域防災計画(平成27年修正)から抜粋

資料 10

指定公共機関（武力攻撃事態対処法第 2 条 6 号）

種別	名 称	所在地
医療	日本赤十字社（東京都支部）	新宿区大久保 1-2-15
道路	首都高速道路(株)	千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル
電気	東京電力(株)	千代田区内幸町 1-1-3
ガス	東京ガス(株)	港区海岸 1-5-20
バス	京王電鉄バス(株)	府中市晴見町 2-22 京王府中晴見町ビル 3 階
	国際興業(株)	中央区八重洲 2-10-3
	西武バス(株)	所沢市久米 546-1
鉄道	東京地下鉄(株)	台東区東上野 3-19-6
	東日本旅客鉄道(株)	渋谷区代々木 2-2-2
	京王電鉄(株)	多摩市関戸 1-9-1
	西武鉄道(株)	所沢市くすのき台 1-11-1
トラック	佐川急便(株)	江東区新砂 2-2-8
	西濃運輸(株)	大垣市田口町 1 番地
	日本通運(株)	港区東新橋 1-9-3
	福山通運(株)	江東区越中島 3-6-15
	ヤマト運輸(株)	中央区銀座 2-16-10

種別	名称	所在地
電気通信	日本電信電話(株)	千代田区大手町 1-5-1 ファーストスクエア イースト 20 階
	東日本電信電話(株)	新宿区西新宿 3-19-2
	エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ(株)	千代田区大手町 2-3-5 大手町ビル本館 6 階
	KDDI(株)	新宿区西新宿 2-3-2 KDDIビル
	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー35F
	ソフトバンク(株)	港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
放送	日本放送協会	渋谷区神南 2-2-1
	(株)テレビ朝日	港区六本木 6-9-1
	(株)テレビ東京	港区虎ノ門 4-3-12
	(株)TBSテレビ	港区赤坂 5-3-6
	(株)フジテレビジョン	港区台場 2-4-8
	日本テレビ放送網(株)	港区東新橋 1-6-1
	(株)ティ・ビー・エス・ラジオ ・アンド・コミュニケーションズ	港区赤坂 5-3-6
	(株)日経ラジオ社	港区虎ノ門 1-2-8
	(株)ニッポン放送	千代田区有楽町 1-9-3
	(株)文化放送	港区浜松町 1-31
	日本銀行	中央区日本橋本石町 2-1-1
	日本郵便(株)	千代田区霞が関 1-3-2

資料 11

指定地方公共機関（国民保護法第2条2号）

機関区分	名称	所在地
医療	(財) 献血供給事業団	江東区辰巳 2-1-67
	(社) 東京都医師会	千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 13 階
	(社) 東京都歯科医師会	千代田区九段北 4-1-20
	(社) 東京都獣医師会	港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23F
	(財) 東京都保健医療公社	千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 12 階
	(社) 東京都薬剤師会	千代田区神田錦町 1-21
バス・タクシー	(社) 東京バス協会	渋谷区初台 1-34-14 初台 TN ビル 1 階
	(社) 東京ハイヤー・タクシー協会	千代田区九段南 4-8-13 自動車会館 6F
	(社) 東京都個人タクシー協会	豊島区南大塚 1-2-12 日個連会館 5 階
陸運	東京都庁輸送事業協同組合	新宿区新宿 4-3-15 レイフラット新宿 A-102
	(社) 東京都トラック協会	新宿区四谷 3-1-8
放送	(株) インターエフエム	品川区東品川 1-3-3 テレビ東京天王洲スタジオ 7 階
	(株) エフエム東京	千代田区麴町 1-7
	(株) J-WAVE	港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 33F
	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	千代田区麴町 1-12

資料 12

東京都・杉並区関係機関

名称	担当部署	所在地	連絡先
東京都	総務局総合防災部 防災管理課国民保護担当	新宿区西新宿 2-8-1	03-5388-2587
陸上自衛隊 第1普通科連隊	第4中隊	練馬区北町 4-1-1	03-3933-1161
警視庁 第四方面本部		中野区中野 4-12-2	03-3581-4321
警視庁 杉並警察署	警備課	杉並区成田東 4-38-16	03-3314-0110
警視庁 高井戸警察署	警備課	杉並区宮前 1-16-1	03-3332-0110
警視庁 荻窪警察署	警備課	杉並区桃井 3-1-3	03-3397-0110
東京消防庁 第四消防方面本部		新宿区大久保 3-14-26	03-3209-0119
東京消防庁 杉並消防署	警防課	杉並区阿佐谷南 3-4-3	03-3393-0119
東京消防庁 荻窪消防署	警防課	杉並区桃井 3-4-1	03-3395-0119
日本郵便(株) 杉並郵便局		杉並区成田東 4-38-14	03-5377-1464
東日本電信電話(株) 東京北支店	設備部門中杉サービスセンター	新宿区北新宿 1-5-1	03-3352-3262
東京電力パワーグリッド(株) 荻窪支社	企画総括グループ	杉並区南荻窪 4-40-11	03-6375-7339
東京ガス(株) 西部支店	地域広報グループ	杉並区西荻北 5-8-22	03-3396-2192
東日本旅客鉄道(株) 荻窪駅		杉並区上荻 1-7-1	03-3391-0985
京王電鉄(株)	鉄道事業本部 安全推進部安全推進担当	多摩市関戸 1-9-1	042-337-3285
西武鉄道(株)	鉄道本部安全推進部	所沢市くすのき台 1-11-1	04-2926-2140
東京地下鉄(株) 荻窪駅		杉並区荻窪 5-31-7	03-3392-3878
(社) 東京都トラック協会 杉並支部		杉並区天沼 3-7-3 荻窪法人会館 2階	03-5397-0520
(社) 杉並区医師会		杉並区阿佐谷南 3-48-8	03-3392-4114
(社) 東京都杉並区歯科医師会		杉並区阿佐谷南 3-34-3	03-3393-0391
(社) 杉並区薬剤師会		杉並区荻窪 4-21-17	03-3393-3080
(株) ジェイコム東京南エリア局		杉並区永福 1-44-12 永福中根ビル 2F	03-5932-1000

資料 13

近隣区市の国民保護担当部局

名称	担当部署	所在地	連絡先
世田谷区	危機管理室・災害対策課	世田谷区世田谷 4-21-27	03-5432-1111
渋谷区	危機管理対策部地域防災課	渋谷区宇田川町 1-1	03-3463-1211
中野区	都市基盤部防災・都市安全分野	中野区中野 4-8-1	03-3389-1111
杉並区	危機管理室危機管理対策課	杉並区阿佐谷南 1-15-1	03-3312-2111
豊島区	総務部防災危機管理課	豊島区東池袋 1-18-1	03-3981-1111
板橋区	危機管理室防災危機管理課	板橋区板橋 2-66-1	03-3964-1111
練馬区	危機管理室危機管理課	練馬区豊玉北 6-12-1	03-3993-1111
武蔵野市	防災安全部安全対策課	武蔵野市緑町 2-2-28	0422-51-5131
三鷹市	総務部防災課	三鷹市野崎 1-1-1	0422-45-1151

資料 14

地区別男女別年齢区分別人口

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

町 丁 目	総 数				15 歳 未 満		15 歳 - 64 歳		65 歳 - 74 歳		75 歳 以 上	
	世帯数	人口	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	301,516	542,957	260,924	282,033	27,689	26,401	186,979	189,843	25,588	29,577	20,668	36,212
方 南 1 丁目	4,480	7,361	3,784	3,577	326	332	2,825	2,420	352	362	281	463
2 丁目	2,712	4,525	2,179	2,346	212	172	1,584	1,665	229	246	154	263
和 泉 1 丁目	3,482	5,482	2,723	2,759	168	188	2,123	1,962	225	248	207	361
2 丁目	3,890	6,910	3,460	3,450	358	340	2,523	2,352	333	383	246	375
3 丁目	3,324	6,166	2,897	3,269	321	296	2,088	2,307	293	316	195	350
4 丁目	4,014	7,387	3,563	3,824	356	343	2,522	2,506	389	450	296	525
下高井戸 1 丁目	2,957	4,361	2,091	2,270	109	124	1,691	1,704	154	203	137	239
2 丁目	1,741	2,816	1,371	1,445	127	108	1,010	984	138	162	96	191
3 丁目	1,933	3,503	1,704	1,799	183	149	1,161	1,153	209	234	151	263
4 丁目	2,564	5,003	2,411	2,592	235	225	1,687	1,677	257	299	232	391
5 丁目	1,505	2,922	1,409	1,513	159	140	959	961	153	184	138	228
永 福 1 丁目	1,655	3,022	1,488	1,534	160	153	1,113	1,058	115	139	100	184
2 丁目	2,149	4,280	2,003	2,277	239	222	1,376	1,529	213	229	175	297
3 丁目	2,202	3,917	1,803	2,114	156	160	1,250	1,380	205	254	192	320
4 丁目	1,919	3,406	1,614	1,792	156	130	1,155	1,242	173	189	130	231
浜 田 山 1 丁目	1,898	3,858	1,809	2,049	222	184	1,224	1,376	198	233	165	256
2 丁目	1,446	2,803	1,390	1,413	164	168	954	900	147	167	125	178
3 丁目	2,132	4,161	1,896	2,265	276	205	1,304	1,608	188	220	128	232
4 丁目	2,748	5,501	2,666	2,835	372	363	1,877	1,906	236	270	181	296
和 田 1 丁目	4,869	8,264	3,898	4,366	413	363	2,809	3,036	362	419	314	548
2 丁目	2,256	4,030	1,956	2,074	206	209	1,348	1,291	216	224	186	350
3 丁目	3,776	6,375	3,043	3,332	285	282	2,239	2,352	276	301	243	397
堀ノ内 1 丁目	2,570	4,551	2,224	2,327	232	215	1,599	1,550	198	254	195	308
2 丁目	3,706	7,237	3,579	3,658	462	461	2,529	2,462	352	384	236	351
3 丁目	4,096	6,908	3,409	3,499	302	268	2,452	2,279	354	452	301	500
松ノ木 1 丁目	1,112	2,171	1,104	1,067	167	138	733	609	100	149	104	171
2 丁目	1,395	2,651	1,274	1,377	157	148	866	854	141	172	110	203
3 丁目	1,672	2,869	1,379	1,490	106	113	1,016	1,045	145	147	112	185
大 宮 1 丁目	1,284	2,331	1,185	1,146	119	104	844	762	133	132	89	148
2 丁目	753	1,375	651	724	56	67	430	445	84	95	81	117
梅 里 1 丁目	2,099	3,202	1,529	1,673	96	90	1,148	1,138	157	201	128	244
2 丁目	3,111	5,040	2,405	2,635	186	206	1,802	1,825	239	265	178	339
高円寺南 1 丁目	4,037	6,149	3,107	3,042	199	179	2,403	2,179	287	336	218	348
2 丁目	4,350	6,493	3,137	3,356	180	209	2,478	2,437	265	326	214	384
3 丁目	4,960	7,502	3,845	3,657	239	244	3,043	2,634	323	389	240	390
4 丁目	2,813	4,168	2,080	2,088	128	129	1,645	1,529	189	200	118	230
5 丁目	3,730	6,082	3,144	2,938	268	267	2,426	2,046	261	282	189	343
高円寺北 1 丁目	1,465	2,440	1,266	1,174	112	96	961	774	110	116	83	188
2 丁目	2,816	4,031	2,045	1,986	126	98	1,620	1,477	163	194	136	217
3 丁目	3,814	5,556	2,865	2,691	178	162	2,241	1,954	259	257	187	318
4 丁目	2,196	3,683	1,834	1,849	178	168	1,394	1,283	140	173	122	225
阿佐谷南 1 丁目	4,493	7,420	3,612	3,808	275	249	2,697	2,698	372	397	268	464
2 丁目	2,356	3,528	1,746	1,782	136	99	1,356	1,289	144	175	110	219
3 丁目	4,569	7,175	3,335	3,840	269	256	2,471	2,705	329	394	266	485
阿佐谷北 1 丁目	2,865	4,621	2,210	2,411	189	195	1,604	1,616	244	262	173	338
2 丁目	2,702	4,157	2,013	2,144	148	120	1,550	1,528	202	224	113	272
3 丁目	2,331	3,926	1,892	2,034	184	175	1,347	1,311	193	256	168	292
4 丁目	2,255	3,821	1,864	1,957	166	176	1,372	1,352	190	196	136	233
5 丁目	2,011	3,620	1,736	1,884	184	174	1,240	1,260	193	214	119	236
6 丁目	1,777	3,384	1,650	1,734	191	179	1,132	1,093	182	228	145	234
天 沼 1 丁目	2,282	3,838	2,002	1,836	178	161	1,493	1,242	196	190	135	243
2 丁目	3,005	5,156	2,486	2,670	233	224	1,808	1,788	237	280	208	378
3 丁目	3,622	5,641	2,669	2,972	198	195	2,029	2,119	260	295	182	363

町 丁 目	総 数				15 歳 未 満		15 歳 - 64 歳		65 歳 - 74 歳		75 歳 以 上		
	世帯数	人口	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
本 天 沼	1 丁 目	1,693	3,053	1,535	1,518	167	140	1,059	983	191	209	118	186
	2 丁 目	2,225	4,208	2,042	2,166	212	199	1,376	1,364	237	264	217	339
	3 丁 目	1,807	3,619	1,756	1,863	208	210	1,202	1,135	180	219	166	299
成 田 西	1 丁 目	1,248	2,731	1,316	1,415	194	178	864	889	142	157	116	191
	2 丁 目	1,321	2,946	1,413	1,533	192	189	958	991	143	160	120	193
	3 丁 目	915	2,102	1,019	1,083	161	173	684	691	99	96	75	123
	4 丁 目	435	949	454	495	55	46	311	318	48	61	40	70
成 田 東	1 丁 目	2,387	4,543	2,238	2,305	226	247	1,551	1,432	239	274	222	352
	2 丁 目	1,523	3,431	1,702	1,729	289	220	1,108	1,112	148	167	157	230
	3 丁 目	1,755	3,228	1,602	1,626	159	149	1,136	1,065	163	165	144	247
	4 丁 目	2,186	3,823	1,822	2,001	168	163	1,282	1,307	199	223	173	308
	5 丁 目	3,323	5,741	2,691	3,050	261	233	1,929	2,087	266	333	235	397
荻 窪	1 丁 目	2,463	5,020	2,413	2,607	295	284	1,641	1,653	247	305	230	365
	2 丁 目	2,032	4,034	1,894	2,140	240	241	1,306	1,394	192	220	156	285
	3 丁 目	3,160	5,964	2,891	3,073	323	305	2,018	1,984	262	335	288	449
	4 丁 目	2,486	4,138	1,875	2,263	149	165	1,389	1,621	200	219	137	258
	5 丁 目	2,857	4,628	2,120	2,508	249	202	1,595	1,873	167	210	109	223
南 荻 窪	1 丁 目	1,718	3,558	1,680	1,878	229	227	1,159	1,234	165	196	127	221
	2 丁 目	1,728	3,676	1,756	1,920	252	254	1,187	1,237	175	203	142	226
	3 丁 目	1,460	2,702	1,280	1,422	98	120	922	936	131	140	129	226
	4 丁 目	1,886	3,301	1,588	1,713	131	132	1,171	1,170	154	183	132	228
上 荻	1 丁 目	1,028	1,564	705	859	55	60	544	621	58	90	48	88
	2 丁 目	2,933	4,725	2,309	2,416	171	187	1,748	1,671	208	248	182	310
	3 丁 目	1,472	2,839	1,343	1,496	155	140	953	1,009	132	150	103	197
	4 丁 目	1,856	3,373	1,585	1,788	176	165	1,151	1,239	156	187	102	197
西 荻 南	1 丁 目	1,316	2,409	1,139	1,270	119	95	799	871	131	123	90	181
	2 丁 目	2,236	3,651	1,583	2,068	135	149	1,196	1,505	134	186	118	228
	3 丁 目	1,419	2,339	1,075	1,264	110	83	800	935	101	134	64	112
	4 丁 目	1,488	2,772	1,274	1,498	125	121	905	1,034	122	130	122	213
西 荻 北	1 丁 目	1,310	2,310	1,140	1,170	116	109	838	793	111	125	75	143
	2 丁 目	2,386	4,419	2,025	2,394	242	279	1,474	1,678	167	195	142	242
	3 丁 目	2,836	4,779	2,199	2,580	219	195	1,620	1,875	204	238	156	272
	4 丁 目	2,203	3,619	1,683	1,936	130	125	1,203	1,348	211	224	139	239
	5 丁 目	1,022	1,870	898	972	112	79	612	660	103	121	71	112
今 川	1 丁 目	1,069	2,336	1,145	1,191	166	174	832	823	83	89	64	105
	2 丁 目	828	1,930	952	978	136	129	655	636	96	101	65	112
	3 丁 目	1,435	2,886	1,392	1,494	162	148	959	967	141	169	130	210
	4 丁 目	1,073	2,340	1,144	1,196	161	141	784	811	121	130	78	114
清 水	1 丁 目	1,784	3,080	1,408	1,672	140	144	1,024	1,161	136	178	108	189
	2 丁 目	890	1,851	871	980	128	110	601	644	68	79	74	147
	3 丁 目	1,665	3,559	1,775	1,784	230	194	1,230	1,148	170	197	145	245
桃 井	1 丁 目	2,003	3,735	1,831	1,904	179	205	1,280	1,211	188	198	184	290
	2 丁 目	1,229	2,487	1,142	1,345	158	183	778	835	117	161	89	166
	3 丁 目	1,189	2,751	1,287	1,464	270	270	849	928	79	122	89	144
	4 丁 目	1,376	2,482	1,213	1,269	126	123	859	796	124	162	104	188
井 草	1 丁 目	2,241	4,243	2,046	2,197	232	244	1,457	1,459	186	218	171	276
	2 丁 目	2,825	5,954	2,931	3,023	528	482	2,028	2,100	223	222	152	219
	3 丁 目	1,459	2,497	1,171	1,326	137	121	800	829	115	145	119	231
	4 丁 目	1,103	1,727	809	918	116	103	553	538	68	104	72	173
	5 丁 目	983	1,693	847	846	76	78	609	540	87	98	75	130
下 井 草	1 丁 目	1,702	3,089	1,539	1,550	138	133	1,120	1,051	168	180	113	186
	2 丁 目	2,034	4,006	1,963	2,043	255	240	1,376	1,364	204	229	128	210
	3 丁 目	2,378	4,485	2,165	2,320	249	247	1,557	1,582	181	222	178	269
	4 丁 目	1,857	3,630	1,776	1,854	233	217	1,228	1,190	156	184	159	263
	5 丁 目	1,353	2,422	1,184	1,238	111	120	877	843	103	113	93	162

町 丁 目	総 数				15 歳 未 満		15 歳 - 64 歳		65 歳 - 74 歳		75 歳 以 上		
	世帯数	人口	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
上 井 草	1 丁 目	1,762	3,438	1,672	1,766	228	205	1,174	1,204	153	169	117	188
	2 丁 目	2,567	5,237	2,551	2,686	337	322	1,795	1,785	235	267	184	312
	3 丁 目	1,741	3,652	1,857	1,795	284	240	1,293	1,176	161	180	119	199
	4 丁 目	1,270	2,847	1,384	1,463	218	205	952	938	126	137	88	183
善 福 寺	1 丁 目	1,890	3,866	1,826	2,040	202	243	1,273	1,305	206	226	145	266
	2 丁 目	1,966	3,824	1,711	2,113	207	187	1,150	1,455	178	217	176	254
	3 丁 目	958	2,059	976	1,083	121	121	635	669	131	142	89	151
	4 丁 目	969	2,211	1,053	1,158	164	158	675	717	112	130	102	153
松 庵	1 丁 目	1,603	3,465	1,612	1,853	213	210	1,086	1,215	166	186	147	242
	2 丁 目	1,220	2,429	1,135	1,294	155	131	768	847	110	142	102	174
	3 丁 目	2,506	4,123	1,850	2,273	145	163	1,361	1,595	194	242	150	273
宮 前	1 丁 目	926	1,748	868	880	99	75	639	618	88	96	42	91
	2 丁 目	1,557	3,537	1,709	1,828	246	266	1,196	1,214	163	168	104	180
	3 丁 目	2,303	4,585	2,245	2,340	279	225	1,551	1,533	224	268	191	314
	4 丁 目	2,188	4,406	2,109	2,297	268	266	1,445	1,487	194	237	202	307
	5 丁 目	1,764	3,577	1,705	1,872	215	222	1,212	1,262	148	178	130	210
久 我 山	1 丁 目	948	1,714	751	963	80	73	464	526	102	141	105	223
	2 丁 目	1,318	2,529	1,192	1,337	153	132	796	862	138	152	105	191
	3 丁 目	2,694	4,914	2,282	2,632	218	200	1,559	1,750	263	297	242	385
	4 丁 目	2,437	4,908	2,244	2,664	247	257	1,520	1,740	267	295	210	372
	5 丁 目	2,675	5,000	2,288	2,712	260	226	1,595	1,881	244	275	189	330
高 井 戸 東	1 丁 目	1,719	3,859	1,806	2,053	256	215	1,144	1,325	223	267	183	246
	2 丁 目	1,967	3,627	1,686	1,941	193	225	1,215	1,297	158	188	120	231
	3 丁 目	3,394	6,748	3,138	3,610	417	399	2,245	2,535	291	337	185	339
	4 丁 目	2,404	4,728	2,236	2,492	275	268	1,568	1,626	200	255	193	343
高 井 戸 西	1 丁 目	3,579	5,471	2,178	3,293	185	178	1,302	1,465	298	392	393	1,258
	2 丁 目	1,482	3,064	1,402	1,662	179	208	993	1,068	125	165	105	221
	3 丁 目	1,224	2,612	1,247	1,365	192	175	862	903	120	142	73	145
上 高 井 戸	1 丁 目	3,377	5,626	2,639	2,987	241	229	1,994	2,202	246	283	158	273
	2 丁 目	1,528	3,184	1,505	1,679	190	189	1,072	1,147	137	150	106	193
	3 丁 目	1,092	1,942	996	946	123	97	747	673	84	95	42	81

資料：杉並区統計書 平成 26 年版

資料 15

家族類型別世帯数

世帯の家族類型		世帯数
総数		285,448
核家族	夫婦のみ	38,710
	夫婦と子供	49,509
	一人親と子供	14,658
その他の親族世帯		8,791
非親族世帯		2,800
単独世帯		170,950

資料：平成 22 年国勢調査

資料16 町丁目別昼間人口及び夜間人口

(単位 昼間人口密度 人/km²)

町 丁	昼間人口	夜間人口	昼夜間 人口比率	昼間人口 密度
総 数	480,172	549,569	87.4	14,114
方 南 1丁目	4,673	7,834	59.7	13,744
2丁目	3,460	4,405	78.5	15,044
和 泉 1丁目	4,512	5,730	78.7	18,800
2丁目	8,068	7,334	110.0	18,336
3丁目	4,486	6,344	70.7	9,752
4丁目	6,135	7,673	80.0	15,338
下高井戸 1丁目	3,420	4,699	72.8	13,154
2丁目	2,177	3,015	72.2	9,071
3丁目	2,375	3,429	69.3	8,482
4丁目	3,940	5,416	72.7	12,313
5丁目	2,687	2,875	93.5	8,142
永 福 1丁目	15,234	3,285	463.7	33,853
2丁目	3,866	4,310	89.7	11,715
3丁目	3,498	3,989	87.7	12,062
4丁目	2,440	3,469	70.3	10,609
浜 田 山 1丁目	1,790	3,800	47.1	6,630
2丁目	1,618	2,875	56.3	7,355
3丁目	4,221	4,223	100.0	15,633
4丁目	4,758	5,499	86.5	13,994
和 田 1丁目	9,595	8,917	107.6	21,322
2丁目	5,537	3,794	145.9	19,093
3丁目	4,533	6,450	70.3	15,110
堀 ノ 内 1丁目	5,240	4,661	112.4	13,436
2丁目	4,595	7,046	65.2	13,924
3丁目	4,735	7,016	67.5	15,274
松 ノ 木 1丁目	1,734	2,198	78.9	7,882
2丁目	1,503	2,706	55.5	9,394
3丁目	1,404	2,854	49.2	8,775
大 宮 1丁目	1,385	2,329	59.5	5,771
2丁目	3,638	1,438	253.0	13,474
梅 里 1丁目	5,608	3,465	161.8	31,156
2丁目	3,110	5,214	59.6	16,368
高円寺南 1丁目	5,065	6,673	75.9	22,022
2丁目	8,466	6,912	122.5	26,456
3丁目	5,305	7,846	67.6	17,683
4丁目	7,686	4,202	182.9	40,453
5丁目	3,790	6,167	61.5	15,160

町 丁	昼間人口	夜間人口	昼夜間 人口比率	昼間人口 密度
高円寺北 1丁目	1,744	2,663	65.5	11,627
2丁目	6,103	4,356	140.1	32,121
3丁目	5,058	5,924	85.4	24,086
4丁目	2,528	3,967	63.7	12,640
阿佐谷南 1丁目	8,944	7,455	120.0	24,173
2丁目	4,527	3,716	121.8	26,629
3丁目	8,344	6,985	119.5	25,285
阿佐谷北 1丁目	5,726	4,807	119.1	22,023
2丁目	3,953	4,283	92.3	20,805
3丁目	2,370	3,896	60.8	12,474
4丁目	2,141	4,094	52.3	13,381
5丁目	2,172	3,626	59.9	10,343
6丁目	1,863	3,391	54.9	9,805
天 沼 1丁目	4,095	3,920	104.5	18,614
2丁目	3,359	5,259	63.9	12,919
3丁目	6,420	5,925	108.4	24,692
本天沼 1丁目	2,121	3,067	69.2	15,150
2丁目	2,349	4,280	54.9	8,700
3丁目	2,477	3,635	68.1	10,770
成 田 西 1丁目	1,469	2,702	54.4	6,387
2丁目	2,502	2,883	86.8	9,623
3丁目	1,794	2,166	82.8	7,475
4丁目	1,435	1,003	143.1	8,441
成 田 東 1丁目	2,733	4,593	59.5	10,932
2丁目	1,833	3,337	54.9	7,638
3丁目	2,064	3,323	62.1	10,320
4丁目	3,853	4,049	95.2	14,819
5丁目	3,932	5,660	69.5	16,383
荻 窪 1丁目	3,602	4,921	73.2	11,256
2丁目	2,277	3,851	59.1	9,108
3丁目	2,762	5,474	50.5	9,207
4丁目	4,367	4,132	105.7	20,795
5丁目	8,899	4,559	195.2	46,837
南荻窪 1丁目	1,981	3,532	56.1	8,613
2丁目	2,013	3,650	55.2	8,052
3丁目	1,804	2,665	67.7	8,590
4丁目	2,523	3,185	79.2	12,615

町 丁	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率	昼間人口密度
上 荻 1丁目	9,986	1,629	613.0	62,413
2丁目	3,115	4,809	64.8	11,981
3丁目	1,580	2,863	55.2	8,778
4丁目	2,038	3,321	61.4	11,988
西 荻 南 1丁目	1,554	2,455	63.3	8,633
2丁目	2,540	3,454	73.5	15,875
3丁目	3,194	2,293	139.3	26,617
4丁目	1,377	2,644	52.1	8,606
西 荻 北 1丁目	1,250	2,469	50.6	10,417
2丁目	4,367	4,351	100.4	20,795
3丁目	3,817	4,728	80.7	20,089
4丁目	2,501	3,914	63.9	12,505
5丁目	1,289	1,834	70.3	10,742
今 川 1丁目	1,101	2,200	50.0	7,864
2丁目	2,756	1,960	140.6	15,311
3丁目	2,912	2,835	102.7	14,560
4丁目	1,261	2,257	55.9	9,007
清 水 1丁目	1,719	3,144	54.7	9,550
2丁目	1,078	1,808	59.6	6,738
3丁目	2,880	3,504	82.2	11,077
桃 井 1丁目	2,276	3,641	62.5	10,838
2丁目	2,590	2,286	113.3	19,923
3丁目	2,344	2,881	81.4	19,533
4丁目	1,623	2,513	64.6	13,525
井 草 1丁目	2,531	4,251	59.5	10,124
2丁目	3,688	5,999	61.5	14,185
3丁目	2,353	2,602	90.4	12,384
4丁目	1,938	1,774	109.2	10,200
5丁目	1,600	1,600	100.0	10,667
下 井 草 1丁目	2,221	3,222	68.9	12,339
2丁目	2,892	3,966	72.9	11,123
3丁目	2,840	4,534	62.6	10,143
4丁目	2,874	3,400	84.5	11,496
5丁目	1,956	2,487	78.6	13,040

町 丁	昼間人口	夜間人口	昼夜間人口比率	昼間人口密度
上 井 草 1丁目	2,699	3,320	81.3	12,852
2丁目	4,377	5,364	81.6	13,264
3丁目	3,321	3,745	88.7	8,976
4丁目	2,394	2,840	84.3	10,409
善 福 寺 1丁目	2,875	3,803	75.6	8,712
2丁目	6,638	3,877	171.2	17,468
3丁目	1,815	2,018	89.9	6,981
4丁目	1,070	2,117	50.5	5,632
松 庵 1丁目	2,241	3,395	66.0	10,186
2丁目	2,274	2,419	94.0	11,968
3丁目	2,929	4,356	67.2	12,735
宮 前 1丁目	2,462	1,693	145.4	18,938
2丁目	3,210	3,501	91.7	12,346
3丁目	2,352	4,455	52.8	8,711
4丁目	3,646	4,271	85.4	13,021
5丁目	2,581	3,325	77.6	8,603
久 我 山 1丁目	4,642	2,049	226.5	22,105
2丁目	1,892	2,584	73.2	4,851
3丁目	3,198	5,055	63.3	8,416
4丁目	5,429	5,110	106.2	14,287
5丁目	3,586	4,991	71.8	9,961
高井戸東 1丁目	2,909	3,322	87.6	9,091
2丁目	3,277	3,570	91.8	13,654
3丁目	6,605	6,330	104.3	15,726
4丁目	3,301	4,848	68.1	12,226
高井戸西 1丁目	5,231	5,913	88.5	12,759
2丁目	2,369	2,859	82.9	8,774
3丁目	2,223	2,467	90.1	13,894
上高井戸 1丁目	4,739	6,054	78.3	14,361
2丁目	2,259	3,222	70.1	9,413
3丁目	1,160	2,042	56.8	7,733

注：1 昼間人口は、推計値であるため単位未満を四捨五入した。したがって表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 昼夜間人口比率＝昼間人口÷夜間人口×100

3 昼間人口密度は、平成22年10月1日現在の面積（34.02km²／小数点以下第2位まで使用）によって算出した。

資料：東京都総務局統計部人口統計課「平成22年国勢調査による東京都の昼間人口」

資料17 年齢、男女別昼間人口及び夜間人口

年 齢 男女の別	昼間人口	夜間人口	昼 夜 間 人口比率	流 入 人 口			流 出 人 口		
				総 数	通 勤 者	通 学 者	総 数	通 勤 者	通 学 者
総 数	480,172	549,569	87.4	96,814	71,908	24,906	166,211	144,650	21,561
15歳未満	40,558	40,863	99.3	3,329	-	3,329	3,634	3	3,631
15～19歳	26,614	19,720	135.0	17,771	1,397	16,374	10,877	1,136	9,741
20～24	23,938	31,103	77.0	9,816	4,897	4,919	16,981	9,999	6,982
25～29	22,214	34,648	64.1	7,427	7,258	169	19,861	19,130	731
30～34	23,735	35,718	66.5	8,104	8,056	48	20,087	19,868	219
35～44	55,616	75,194	74.0	17,405	17,368	37	36,983	36,845	138
45～54	49,611	63,478	78.2	14,964	14,946	18	28,831	28,763	68
55～64	55,764	63,706	87.5	12,979	12,968	11	20,921	20,886	35
65～74	53,032	55,139	96.2	4,351	4,351	-	6,458	6,447	11
75歳以上	53,150	54,060	98.3	668	667	1	1,578	1,573	5
男	224,820	263,837	85.2	55,965	45,027	10,938	94,982	83,852	11,130
15歳未満	20,204	20,785	97.2	1,082	-	1,082	1,663	1	1,662
15～19歳	12,584	9,649	130.4	8,268	662	7,606	5,333	469	4,864
20～24	12,031	15,772	76.3	4,299	2,161	2,138	8,040	4,152	3,888
25～29	11,346	16,987	66.8	3,774	3,699	75	9,415	8,933	482
30～34	11,488	17,134	67.0	4,887	4,873	14	10,533	10,404	129
35～44	26,269	36,420	72.1	11,480	11,468	12	21,631	21,576	55
45～54	22,789	31,446	72.5	9,719	9,711	8	18,376	18,350	26
55～64	25,516	30,856	82.7	8,891	8,889	2	14,231	14,214	17
65～74	23,510	24,995	94.1	3,094	3,094	-	4,579	4,575	4
75歳以上	20,143	20,853	96.6	471	470	1	1,181	1,178	3
女	255,352	285,732	89.4	40,849	26,881	13,968	71,229	60,798	10,431
15歳未満	20,354	20,078	101.4	2,247	-	2,247	1,971	2	1,969
15～19歳	14,030	10,071	139.3	9,503	735	8,768	5,544	667	4,877
20～24	11,907	15,331	77.7	5,517	2,736	2,781	8,941	5,847	3,094
25～29	10,868	17,661	61.5	3,653	3,559	94	10,446	10,197	249
30～34	12,247	18,584	65.9	3,217	3,183	34	9,554	9,464	90
35～44	29,347	38,774	75.7	5,925	5,900	25	15,352	15,269	83
45～54	26,822	32,032	83.7	5,245	5,235	10	10,455	10,413	42
55～64	30,248	32,850	92.1	4,088	4,079	9	6,690	6,672	18
65～74	29,522	30,144	97.9	1,257	1,257	-	1,879	1,872	7
75歳以上	33,007	33,207	99.4	197	197	-	397	395	2

注：昼夜間人口比率＝昼間人口÷夜間人口×100

資料：総務省統計局「平成22年国勢調査報告 従業地・通学地による人口」

資料 18

避難時などに配慮を要すると考えられる人の数

(1) 外国人人口（平成 26 年 1 月 1 日時点）

国 籍	人 数	国 籍	人 数	国 籍	人 数
アイスランド	1	グルジア	1	ハンガリー	6
アイルランド	11	クロアチア	1	バングラデシュ	36
アメリカ（米国）	557	ケニア	4	フィリピン	442
アルジェリア	2	コートジボワール	2	フィンランド	8
アルゼンチン	8	コロンビア	30	ブラジル	80
イエメン	1	サウジアラビア	1	フランス	160
イギリス（英国）	236	サモア	1	ブルガリア	3
イスラエル	7	ジャマイカ	1	ベトナム	415
イタリア	66	シリア	1	ベナン	2
イラン	45	シンガポール	30	ペルー	23
インド	113	スイス	12	ベルギー	8
インドネシア	87	スウェーデン	24	ポーランド	12
ウクライナ	1	スペイン	25	ボリビア	3
ウズベキスタン	3	スリナム	1	ポルトガル	8
エクアドル	1	スリランカ	25	ホンジュラス	1
エジプト	2	スロベニア	1	マーシャル	1
エストニア	3	セネガル	2	マレーシア	42
エチオピア	5	セルビア	1	ミクロネシア	2
エルサルバドル	1	タイ	193	南アフリカ共和国	4
オーストラリア	104	タンザニア	1	ミャンマー	141
オーストリア	10	チェコ	7	メキシコ	23
オランダ	7	中国	3,822	モルディヴ	1
ガーナ	9	チュニジア	1	モルドヴァ	1
カザフスタン	2	チリ	7	モロッコ	4
カナダ	127	デンマーク	10	モンゴル	37
韓国又は朝鮮	2,672	ドイツ	68	ヨルダン	1
ガンビア	1	トルコ	32	ラオス	5
カンボジア	7	ナイジェリア	14	ラトビア	3
ギニア	2	ニュージーランド	18	リトアニア	1
キューバ	3	ネパール	707	ルーマニア	8
ギリシャ	1	ノルウェー	1	レバノン	3
キルギス	2	パキスタン	31	ロシア	46
クウェート	1	パラグアイ	1	無国籍	5
				総 数	10,709

(2) 障がい者の人数

(平成 26 年 4 月 1 日)

項目	人数
身体障害者手帳交付受付台帳登載者数	13,652
視覚障害	1,002
聴覚平衡機能障害	981
音声・言語機能障害	264
肢体不自由	6,799
内部障害	4,606
知的障害者名簿登載者数	2,216
1 度 (最重度)	68
2 度 (重度)	626
3 度 (中度)	594
4 度 (軽度)	928

出典：杉並区統計書（平成 26 年版）

資料19 一時的な集合場所、オープンスペース

公園・緑地

平成27年4月1日現在

番号	公園名	所在地	面積(m ²)
141	青葉公園	松庵2-20-3	581.46
258	あかね橋公園	高井戸西1-31-21	2,198.97
302	阿佐ヶ谷児童遊園	阿佐谷南1-18-9	464.08
148	阿佐谷かりん公園	阿佐谷北4-20-13	368.93
329	阿佐谷北児童遊園	阿佐谷北1-11-3	380.68
346	阿佐谷北第二児童遊園	阿佐谷北6-7-8	673.65
116	阿佐谷けやき公園	阿佐谷北1-1-1	3,998.39
146	阿佐谷ことり公園	阿佐谷南3-4-16	450.08
223	阿佐谷こぶし緑地	阿佐谷北3-36-2	168.75
27	阿佐谷中央公園	阿佐谷北1-39-24	2,257.03
76	阿佐谷西公園	阿佐谷北2-32-21	1,108.77
89	阿佐谷にしはら公園	阿佐谷南1-21-28	1,657.20
56	阿佐谷東公園	阿佐谷南1-42-6	1,845.39
28	阿佐谷南公園	阿佐谷南3-16-18	1,177.74
315	あづま児童遊園	方南1-38-13	136.13
306	天沼児童遊園	本天沼2-38-32	770.67
361	天沼一丁目児童遊園	天沼1-2-11	148.26
135	天沼三丁目公園	天沼3-36-3	354.14
200	天沼地藏前公園	天沼1-1-4	1,054.84
64	天沼西公園	天沼3-17-27	1,061.29
39	天沼東公園	天沼1-32-11	587.29
245	天沼弁天池公園	天沼3-23-1	5,295.66
226	天沼もえぎ公園	天沼3-31-5	860.99
22	井荻公園	西荻北4-38-17	3,939.49
51	井草公園	井草2-21-1	2,843.84
48	井草北公園	井草3-20-10	994.98
130	井草さくら公園	井草1-17-16	1,157.02
217	井草三丁目緑地	井草3-4-13	442.61
222	井草東公園	井草1-10-18	346.20
158	井草ひまわり公園	井草4-8-21	342.15
213	井草森公園	井草4-12-1	39,503.80
341	和泉児童遊園	和泉4-16-23	524.97
95	和泉がけ公園	和泉4-18-5	882.64
210	和泉西公園	和泉3-47-17	498.54
113	和泉二丁目公園	和泉2-45-10	2,666.11
264	和泉二丁目緑地	和泉2-17-38	98.31
263	和泉四丁目緑地	和泉4-17-26	144.09
244	和泉緑地	和泉4-17-1	598.92
243	銀杏稲荷公園	下井草2-15-13	1,550.47
96	一本橋公園	和泉4-18-28	715.80
151	一本松公園	下井草1-3-12	485.47
344	今川児童遊園	今川4-6-1	306.48
129	今川一丁目公園	今川1-19-8	1,745.63
110	今川三丁目公園	今川3-3-7	389.39
176	今川二丁目公園	今川2-12-7	656.88
311	上ノ台児童遊園	下井草2-31-1	643.40
11	梅里公園	梅里1-1-55	5,621.32

番号	公園名	所在地	面積(m ²)
328	梅里児童遊園	梅里1-14-2	698.44
127	梅里中央公園	梅里2-34-20	6,286.32
186	うめの木緑地	高井戸東1-1-12	232.99
256	Aさんの庭	阿佐谷北5-45-13	829.83
342	永泉寺坂児童遊園	下高井戸2-21-29	312.17
38	永福北公園	永福4-26-4	602.11
185	永福中央公園	永福2-1-12	4,166.22
34	永福南公園	永福2-6-23	1,646.77
351	お伊勢の森児童遊園	阿佐谷北5-35-5	348.11
119	大田黒公園	荻窪3-33-12	8,972.31
357	大塚児童遊園	成田西2-12-24	188.11
9	大宮児童公園	大宮2-4-10	1,586.69
18	大宮前公園	宮前3-15-10	3,826.65
327	大宮前児童遊園	西荻南1-6-19	673.15
270	大谷戸かえで緑地	荻窪3-7-39	271.48
269	大谷戸けやき緑地	荻窪3-7-51	1,000.01
268	大谷戸さくら緑地	荻窪3-7-26	2,320.00
227	おぎ緑地	西荻北1-12-11	129.81
1	荻窪公園	荻窪2-27-8	1,382.45
335	荻窪第一児童遊園	南荻窪2-25-16	361.23
343	荻窪第二児童遊園	荻窪2-38-9	287.71
163	尾崎公園	成田西1-21-21	407.50
83	おしかわ公園	荻窪5-2-13	344.74
349	乙女橋児童遊園	高井戸東1-1-38	631.13
179	乙女橋緑地	高井戸東1-29-16	1,580.96
63	かえる公園	高円寺南1-16-12	288.06
126	柿木公園	上井草1-26-18	300.09
202	柿木北公園	上井草1-33-3	498.14
239	柏の宮公園	浜田山2-5-1	43,458.30
147	かつば公園	梅里2-12-2	507.27
251	角川庭園	荻窪3-14-22	1,370.67
60	上井草西公園	上井草4-8-9	913.28
72	上井草向山公園	上井草2-39-19	591.40
310	上荻窪児童遊園	上荻2-21-6	533.00
325	上荻窪第三児童遊園	上荻2-36-6	186.58
323	上荻窪第二児童遊園	上荻3-16-6	76.07
271	上荻ひかり緑地	上荻4-14-54	125.30
136	上瀬戸公園	上井草3-16-23	867.21
138	上高井戸宿公園	上高井戸1-24-5	437.98
338	上高井戸第二児童遊園	上高井戸3-11-17	456.66
170	上高井戸西原緑地	上高井戸2-17-32	245.14
152	上高井戸東公園	上高井戸3-4-20	279.93
86	上高井戸南公園	上高井戸1-15-3	1,057.66
307	観泉寺児童遊園	今川2-6-12	502.47
165	喜花公園	下高井戸4-6-15	278.00
133	切通し公園	上井草4-3-10	2,201.01
195	桐の木公園	高井戸西2-7-36	424.35
37	久我山公園	久我山3-37-3	1,815.61
305	久我山児童遊園	久我山4-36-1	848.70

番号	公園名	所在地	面積(m ²)
174	久我山中央緑地	久我山3-25-21	2,544.11
80	久我山つくし公園	久我山4-13-24	396.75
345	久我山東児童遊園	久我山5-30-25	661.15
201	久我山東原公園	久我山5-12-27	2,171.09
262	久我山遊友緑地	久我山5-18-29	132.51
209	くつかけ公園	清水3-7-18	851.30
348	熊野橋児童遊園	堀ノ内2-19-6	345.51
182	高円寺いこい公園	高円寺南5-13-23	326.10
8	高円寺北公園	高円寺北3-20-15	1,808.91
347	高円寺北一児童遊園	高円寺北1-15-22	383.01
260	高円寺北一みどり公園	高円寺北1-28-2	3,609.03
131	高円寺北三丁目公園	高円寺北3-35-7	241.41
94	高円寺北二公園	高円寺北2-16-15	1,114.12
10	高円寺中央公園	高円寺南4-31-7	1,501.27
13	高円寺東公園	高円寺南5-11-7	2,718.66
20	高円寺南公園	高円寺南3-30-26	768.23
143	高円寺南二丁目公園	高円寺南2-2-12	327.52
238	高円寺谷中緑地	高円寺南5-19-3	197.59
321	神戸町児童遊園	下井草5-19-8	486.92
187	神戸町あけぼの公園	下井草5-8-24	1,299.86
71	高南小公園	高円寺南2-47-7	253.69
157	高南みどり公園	高円寺南4-1-8	211.42
124	高南幼児公園	高円寺南4-37-15	230.11
198	小七山公園	阿佐谷北6-30-14	474.40
52	小鳩公園	宮前3-29-2	595.01
207	こぶし公園	宮前4-13-6	382.76
189	こりす公園	高円寺南1-4-16	238.21
253	坂の上のけやき公園	西荻北4-38-6	855.28
312	さくら児童遊園	善福寺2-12-12	117.31
175	さざんか公園	久我山4-30-19	596.32
145	蚕糸の森公園	和田3-55-30	27,146.86
58	三泉淵緑地	高井戸東1-15-12	1,663.47
59	三泉淵第二公園	高井戸東1-15-8	390.00
12	三谷公園	上井草3-12-10	2,811.16
236	三谷西緑地	今川4-18-10	186.95
192	三谷南公園	今川3-6-14	470.37
61	四宮公園	上井草2-27-12	392.50
109	四宮南公園	上井草2-3-11	235.70
108	四宮森公園	上井草2-41-25	1,853.32
134	清水一丁目公園	清水1-28-11	501.88
142	清水森公園	清水2-9-17	2,491.84
231	下井草いど公園	下井草2-9-1	435.46
90	下井草二丁目公園	下井草2-16-18	503.67
30	下高井戸公園	下高井戸2-27-5	2,234.37
332	下高井戸児童遊園	下高井戸3-25-5	334.22
160	下高井戸仲町緑地	下高井戸4-2-29	306.81
44	下高井戸西公園	下高井戸5-9-24	2,501.81
53	松庵公園	松庵1-14-22	1,360.36
123	松庵三丁目公園	松庵3-5-21	228.88

番号	公園名	所在地	面積(m ²)
84	松庵東公園	松庵2-10-9	760.61
228	松庵わかくさ公園	松庵3-24-8	621.71
77	昭栄公園	高井戸西1-12-2	4,950.00
73	松溪公園	荻窪1-39-1	3,552.05
252	松溪橋公園	荻窪2-40-1	1,159.28
166	上水橋緑地	方南1-52-24	756.40
246	定塚橋公園	堀ノ内2-1-28	1,767.82
118	正保公園	井草1-32-2	684.21
316	白幡児童遊園	成田東3-17-29	961.92
153	新栄緑地	高井戸東2-1-14	197.13
167	新高円寺公園	高円寺南3-16-5	554.94
247	新町鳥居先公園	今川4-11-7	1,316.89
35	杉並児童交通公園	成田西1-22-13	9,187.10
75	すぎのこ公園	下井草1-25-39	336.11
230	すずかけ公園	浜田山4-3-16	339.16
67	住吉公園	井草3-15-5	754.19
14	済美公園	堀ノ内1-27-40	6,520.63
324	済美児童遊園	堀ノ内2-6-7	287.81
2	関根文化公園	上荻4-2-10	2,480.04
115	瀬戸原緑地	上井草2-17-14	183.00
42	浅間橋公園	上高井戸2-16-10	1,339.90
229	泉南緑地	和泉4-41-1	738.95
93	善福寺一丁目公園	善福寺1-18-7	661.16
211	善福寺北緑地	善福寺4-5-19	273.79
235	善福寺さくら公園 <small>(はだしのオアシス)</small>	善福寺2-18-12	348.81
87	善福寺だいかんやま公園	善福寺2-26-22	660.02
79	善福寺中山公園	善福寺3-33-12	389.21
74	善福寺西の山公園	善福寺4-8-2	389.57
265	善福寺二丁目緑地	善福寺2-24-13	123.00
155	善福寺美樹園公園	善福寺4-3-29	500.02
233	そよかぜ緑地	上高井戸3-8-38	109.60
177	帝釈天北広場緑地	和田3-9-7	115.46
68	だいしょうじ公園	堀ノ内1-9-26	683.18
92	大善公園	宮前2-15-3	854.50
132	高井戸いずみ公園	高井戸東3-31-7	180.00
112	高井戸正用公園	高井戸東3-14-23	1,029.18
57	高井戸西公園	高井戸西3-6-18	2,999.75
41	高井戸東公園	高井戸東4-19-10	882.41
360	高井戸東三丁目児童遊園	高井戸東3-7-8	802.37
224	高井戸藤が丘公園	高井戸東3-9-34	1,313.16
255	高井戸丸太緑地	高井戸西2-17-2	208.59
140	高井戸みどり公園	高井戸西1-9-4	2,143.89
125	高井戸わんぱく公園	高井戸西2-5-10	700.36
69	たかはら公園	高円寺北1-10-1	2,307.83
15	玉川上水公園	和泉2-7-19	4,252.58
101	玉川上水永泉寺緑地	永福1-4-1	4,813.26
31	玉川上水第三公園	下高井戸2-1-1	12,250.90
16	玉川上水第二公園	下高井戸3-1-14	13,193.78
212	たんぼぼ公園	南荻窪3-28-7	395.88

番号	公園名	所在地	面積(m ²)
162	塚山公園	下高井戸5-23-12	28,700.67
50	つくだ公園	高井戸東2-13-16	1,135.31
206	つばき緑地	上高井戸1-32-29	455.34
117	天神橋公園	荻窪1-50-33	1,516.70
240	東一坂下緑地	成田東4-14-9	105.30
40	道灌公園	今川4-27-7	661.15
181	道灌橋公園	上井草3-14-23	820.65
65	東二公園	成田東1-39-1	1,031.88
355	東二児童遊園	成田東3-7-17	203.92
154	東二第三公園	成田東3-27-24	755.58
104	堂の上公園	高井戸東1-1-16	274.92
358	堂ノ下児童遊園	浜田山2-2-1	294.98
188	藤和緑地	下高井戸4-39-22	2,413.72
242	読書の森公園	荻窪3-39-16	1,841.06
99	どんぐり緑地	永福1-7-28	685.68
354	どんぐり山児童遊園	上井草3-4-17	2,225.49
304	中瀬児童遊園	下井草4-7-15	829.76
82	中通公園	桃井1-33-9	660.13
103	なかよし公園	宮前5-19-2	550.18
199	成三公園	成田東2-19-8	404.91
150	成田かつば公園	成田西1-2-30	2,355.76
194	成田西公園	成田西2-12-4	2,052.70
248	成田西いこい緑地	成田西3-16-20	1,513.02
249	成田西切通し緑地	成田西3-17-2	928.10
266	成田西四丁目緑地	成田西4-5-2	146.67
121	成田東公園	成田東4-11-11	208.28
97	成宗公園	成田東5-15-12	1,062.26
319	なりむね児童遊園	成田東5-5-5	605.39
337	なりむね第二児童遊園	成田西1-22-16	330.00
3	西永福公園	永福3-40-6	2,517.62
190	西荻北公園	西荻北4-5-14	448.72
350	西荻窪平和児童遊園	西荻南3-18-9	575.13
180	西荻北中央公園	西荻北3-25-3	678.56
171	西荻南児童公園	西荻南3-4-5	341.61
197	西荻わかば公園	西荻北2-9-17	726.32
66	西田公園	荻窪2-15-11	783.37
333	西高井戸児童遊園	松庵3-28-1	417.76
330	西田第二児童遊園	荻窪1-57-33	462.37
178	西田仲よし広場緑地	荻窪1-17-1	200.47
46	西宮公園	宮前5-14-7	499.10
356	日性寺児童遊園	成田西2-16-15	198.56
25	八成公園	井草2-27-8	595.04
232	はなみずき緑地	上高井戸3-3-20	103.39
29	浜田山東公園	浜田山3-11-17	661.41
45	浜田山公園	浜田山2-17-1	4,594.78
172	浜田山一丁目公園	浜田山1-25-24	1,246.21
88	浜田山かなめ公園	浜田山3-35-7	770.60
219	浜田山さくら緑地	浜田山4-10-22	204.77
359	浜田山西児童遊園	浜田山4-18-8	180.11

番号	公園名	所在地	面積(m ²)
55	浜田山南公園	浜田山1-17-10	818.50
267	浜田山四丁目緑地	浜田山4-5-31	103.40
173	はら公園	成田西1-16-4	1,150.03
225	はるかぜ緑地	上高井戸1-30-38	191.28
156	はるたけ公園	宮前2-2-17	303.99
336	東田児童遊園	成田東4-15-18	631.44
24	東原公園	下井草1-29-1	662.14
144	ひかり公園	高井戸東2-2-8	571.12
204	ひとみ公園	高円寺南5-35-3	285.05
98	ひまわり公園	永福1-7-6	732.21
164	兵庫橋公園	久我山3-5-37	1,133.40
331	富士見丘児童遊園	久我山2-22-63	1,141.51
43	富士見丘北公園	久我山5-24-23	765.18
214	富士見丘西公園	久我山5-19-1	345.56
184	富士見丘東緑地	高井戸西2-7-36	223.06
36	べんてんばし公園	和泉4-17-29	1,418.79
205	弁天橋東緑地	和泉4-44-1	964.25
5	方南公園	方南2-28-24	2,669.69
47	方南中央公園	方南1-51-20	1,428.33
107	方南二丁目公園	方南2-6-11	1,484.78
161	堀ノ内三丁目公園	堀ノ内3-44-10	508.82
308	堀ノ内山谷児童遊園	堀ノ内3-20-23	396.66
105	堀ノ内二丁目公園	堀ノ内2-6-1	137.25
33	堀ノ内東公園	堀ノ内3-49-11	1,233.11
81	堀ノ内南公園	堀ノ内2-17-32	660.00
78	本天沼北公園	本天沼2-38-9	368.46
196	本天沼東公園	本天沼1-9-8	418.58
49	本天沼南公園	本天沼2-3-10	1,190.04
26	松ノ木公園	松ノ木2-20-5	663.45
339	松ノ木児童遊園	松ノ木3-30-8	195.38
70	松ノ木北公園	松ノ木3-17-16	374.07
159	松ノ木坂下公園	松ノ木2-3-15	291.92
91	松ノ木中央公園	松ノ木2-24-13	538.99
139	まつぼっくり緑地	松庵1-16-1	251.30
120	松宮公園	宮前2-2-30	285.98
303	松山児童遊園	阿佐谷北3-35-2	568.47
106	まてば緑地	宮前2-29-18	399.49
137	馬橋公園	高円寺北4-35-5	19,261.23
326	馬橋児童遊園	阿佐谷南1-13-33	1,711.08
100	馬橋北公園	高円寺北3-11-12	314.26
111	馬橋北第二公園	高円寺北3-26-9	434.48
254	三井の森公園	高井戸東1-28-2	17,350.45
353	みどりヶ丘児童遊園	高円寺南3-60-13	216.81
168	緑橋緑地	久我山3-30-2	671.26
234	南阿佐谷すずらん緑地	阿佐谷南1-11-5	135.00
62	南荻窪公園	南荻窪1-28-11	709.93
169	宮下橋公園	久我山3-27-15	2,776.16
21	宮下公園	宮前2-27-30	1,298.21
193	宮前公園	宮前2-12-18	3,727.08

番号	公園名	所在地	面積(m ²)
208	宮前あおぞら緑地	宮前4-25-6	305.00
183	宮前けやき緑地	宮前2-9-11	461.69
250	宮前新田緑地	宮前5-15-18	480.38
220	宮元公園	大宮2-13-13	371.38
7	妙正寺公園	清水3-21-21	12,444.22
216	向井公園	下井草3-13-7	1,276.22
221	向井東公園	下井草2-17-2	310.03
272	むつみ橋緑地	高井戸西1-23-29	1,597.51
19	桃井公園	桃井1-19-6	1,315.58
241	桃井三丁目緑地	桃井3-4-6	1,516.81
259	桃井原っぱ公園	桃井3-8-1	40,000.00
17	桃園川緑道	高円寺南1-34-10	8,948.97
23	矢頭公園	井草4-3-5	1,169.49
54	谷中公園	堀ノ内2-38-11	639.91
85	やなぎ公園	高円寺南1-12-14	439.86
114	柳窪公園	高井戸東4-12-26	1,317.17
215	柳窪西緑地	高井戸東4-11-42	103.00
191	柳窪南公園	高井戸東4-15-1	330.90
257	やなぎ橋公園	高井戸西1-31-5	826.74
128	山中公園	高井戸西1-5-33	408.67
122	与謝野公園	南荻窪4-3-22	1,396.15
203	わかたけ公園	本天沼3-39-7	929.40
6	和田公園	和田2-1-11	2,737.09
32	和田北公園	和田3-41-20	1,017.99
261	和田さくらの坂公園	和田1-54-28	2,130.96
237	和田十貫坂緑地	和田1-58-6	216.35
149	和田中央公園	和田1-38-19	2,127.68
102	和田西公園	和田3-15-18	371.90
218	和田東公園	和田1-48-16	640.40
4	和田堀公園	松ノ木1-3-24	27,573.54

資料：みどり公園課

都立公園

公園名	所在地	面積(m ²)
善福寺公園	善福寺2、3丁目	78,622.03
和田堀公園	大宮1、2丁目・成田西1丁目・成田東1、2丁目・堀ノ内1、2丁目・松ノ木1丁目	260,502.79
善福寺川緑地	成田東2、3、4丁目・成田西1、3、4丁目・荻窪1丁目	173,763.14

資料 20

爆風等からの一時避難場所

駅名	所在地	連絡先
地下鉄東高円寺駅	和田 3-55-42	3311-3024
地下鉄新高円寺駅	高円寺南 2-20-1	3312-3570
地下鉄南阿佐ヶ谷駅	阿佐谷南 1-15-7	3312-3564
地下鉄荻窪駅	荻窪 5-31-7	3392-3878
地下鉄方南町駅	堀ノ内 1-1-1	3311-3069

資料21

区車両等保有状況一覧

平成26年12月1日現在

所属	保有車両種別 ナンバー種別	普通乗用	小型乗用	普通貨物	小型貨物	軽乗用	軽貨物	特種	乗合	原付	計
		3	5・7	1	4	5	4	8	2		
政策経営部											
	営繕課							1			1
総務部											
	経理課	9	15		5	8	10	1	3	14	65
危機管理室											
	危機管理対策課		2			3		1		2	8
	防災課							3		2	5
区民生活部											
	産業振興センター		1								1
保健福祉部											
	管理課地域福祉係							1			1
	障害者生活支援課										
	すぎのき生活園						1				1
	こすもす生活園						1				1
	杉並福祉事務所 高円寺事務所		1								1
	杉並福祉事務所 荻窪事務所		1								1
	杉並福祉事務所 高井戸事務所		1							1	2
	児童青少年課				1		1			1	3
杉並保健所											
	地域保健課		1		1						2
	生活衛生課					1	2				3
	和泉保健センター						1				1
	上井草保健センター						1				1
都市整備部											
	土木管理課		1		1		2	1			5
	交通対策課						2				2
	杉並土木事務所			1	2		7	3		5	18
	みどり公園課						1				1
	南公園緑地事務所			1			2			2	5
	北公園緑地事務所			1			2			1	4
	土木計画課		1								1
環境清掃部											
	杉並清掃事務所		3				11				14
	方南支所		1				13				14
	高円寺車庫					1	2	18			21
教育委員会											
	済美教育センター		2				2			1	5
	社会教育センター						1				1
	科学館						1				1
	郷土博物館						1				1
	中央図書館				2						2
合計		9	30	3	12	13	64	29	3	29	192

※ 交通対策課の乗合「すぎ丸バス」（京王電鉄バス株）は含まない。

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料 22

地域内輸送拠点

地域内輸送拠点	住所
区立永福体育館	杉並区永福 3-51-17
区立上井草スポーツセンター	杉並区上井草 3-34-1
区立高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31

※区は震災時の地域内輸送拠点として、上記3施設を指定しており、国民保護計画においても利用する。

資料 23

区内鉄道施設運行路線現況

区分	JR 中央線 総武線	京王電鉄		新宿線	丸ノ内線
		京王線	井の頭線		
営業距離	5.78 km	0.84 km	6.08 km	2.5 km	4.9 km
区内の駅	西荻窪 荻窪 阿佐ヶ谷 高円寺	八幡山	永福町 西永福 浜田山 高井戸 富士見が丘 久我山	上井草 井荻 下井草	荻窪 南阿佐ヶ谷 新高円寺 東高円寺 方南町

出典：杉並区地域防災計画（平成 27 年修正）一部加筆

資料 24

ヘリコプター緊急離発着場

支援物資等受入拠点となりうる ヘリコプター災害時緊急離着陸 場候補地	住所	着陸展開面 (m)	着陸可能機種
区立井草森公園運動場	杉並区井草 4-12-1	110×60	中型
都立和田堀公園競技場	杉並区大宮 2-26	100×80	中型
済美山運動場広場	杉並区堀之内 1-15	100×50	中型
遊び場 102 番(旧 NHK 運動 場)	杉並区久我山 2-2-1	200×80	中型
桃井原っぱ公園	杉並区桃井 3-8-1	150×80	中型
○区立柏の宮公園	杉並区浜田山 2-5-1	—	—
○区立馬橋公園	杉並区高円寺北 4-35-5	—	—
○区立杉並第二小学校	杉並区成田西 3-4-1	—	—
○区立杉並第十小学校	杉並区和田 3-55-49	—	—
○区立高円寺中学校	杉並区高円寺北 1-4-11	—	—
○区立西宮中学校	杉並区宮前 5-1-25	—	—
○区立桃井第二小学校	杉並区荻窪 5-10-25	—	—
○区立桃井第五小学校	杉並区下井草 4-22-4	—	—
○区立松庵小学校	杉並区松庵 2-23-24	—	—
○区立井草中学校	杉並区上井草 3-20-11	—	—

※「○」は東京消防庁との覚書によるヘリコプター緊急離着陸場を示す。区は、平成 19 年 4 月、東京消防庁杉並消防署及び荻窪消防署と「東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書」をとりかわし、新たにヘリコプター緊急離着陸場 10 か所を指定した。(以下省略)

出典：杉並区地域防災計画（平成 27 年修正）

防災市民組織一覽

平成27年1月1日現在

No	組 織 名	区 域	No	組 織 名	区 域
1	三谷防災会	上井草	38	富士見丘防災会	高井戸
2	上井草防災会	上井草	39	南荻窪会防災会	荻窪
3	馬橋南自治会防災会	高円寺北	40	久我山南防災会	宮前
4	本天沼東町会防災会	天沼	41	高南一丁目東町会防災会	高円寺中央
6	和田三丁目東町会防災会	和田	42	久我山東防災会	宮前
7	和田三丁目西町会防災会	和田	43	宮前三丁目会防災会	宮前
8	松庵町会防災会	宮前	44	大宮二丁目防災会	堀ノ内松ノ木
9	松ノ木防災会	堀ノ内松ノ木	45	南阿佐谷自治会防災会	阿佐谷
10	堀ノ内南町会防災会	堀ノ内松ノ木	46	荻窪東防災会	荻窪
12	井荻三丁目防災会	上井草	47	方南東自治会防災会	方南和泉
14	高円寺中通町会防災会	高円寺北	48	高井戸中央防災会	高井戸
15	阿佐三町会防災会	阿佐谷	49	阿佐谷南一丁目東町会防災会	馬橋
16	下高井戸中央町会防災会	下高永福	50	新高円寺防災対策本部	馬橋
17	松庵東町会防災会	宮前	51	川端新興会防災会	阿佐谷
18	下高井戸三丁目町会防災会	下高永福	53	高南二丁目町会防災会	高円寺中央
19	阿佐谷元六丁目町会防災会	阿佐谷	54	阿佐谷一番街防災会	阿佐谷
20	馬橋北自治会防災本部	高円寺北	55	浜田山町会防災会	下高永福
21	天沼一丁目町会防災会	天沼	56	高円寺南一丁目西防災会	高円寺中央
22	下高井戸二・三丁目防災会	下高永福	57	方南西町会防災対策本部	方南和泉
24	天沼二丁目三よし会防災会	天沼	58	中瀬防災会	下井草
25	馬橋三丁目東防災会	馬橋	59	泉南町会防災会	方南和泉
26	神戸町会防災会	下井草	60	ガーデン堀ノ内住宅防災会	堀ノ内松ノ木
27	上高井戸防災会	高井戸	61	方南二丁目町会防災対策本部	方南和泉
28	宿町防災会	上井草	62	下井草東部自治会防災部	下井草
29	高円寺北二丁目町会防災会	高円寺北	63	阿佐谷北一丁目町会防災会	阿佐谷
30	天沼三丁目上荻一丁目一部あかるい町会 防災会	天沼	64	梅里二丁目町会防災会	馬橋
31	天神山町会防災会	下高永福	65	下高井戸下町会防災会	下高永福
32	荻窪五丁目町会防災会	荻窪	66	上町親交会防災対策本部	下高永福
33	馬橋防災会	馬橋	67	阿佐谷北五丁目町会防災会	阿佐谷
34	久我山一丁目都営住宅防災会	宮前	68	成田地区連合成三町会防災会	成田
35	高南自治会防災会	高円寺中央	69	成田地区連合西田自治会防災会	成田
36	久我山一丁目町会防災会	宮前	70	成田地区連合成二町会防災会	成田
37	阿佐谷スターロード商店会防災会	阿佐谷	71	成田地区連合成一防災会	成田

No	組 織 名	区 域	No	組 織 名	区 域
72	成田地区連合東二会防災会	成田	109	井荻自治会防災会	上井草
73	成田地区連合松溪自治会防災会	成田	110	本天沼西防災会	天沼
74	成田地区連合東一防災会	成田	111	宮前二丁目中部防災会	宮前
75	成田地区連合西田町会防災会	成田	112	天沼二丁目町会防災会	天沼
76	高円寺北中央防災会	高円寺北	113	西荻北町会防災会	上荻窪
77	荻窪川南町会防災会	荻窪	114	四宮防災会	下井草
78	和泉第一町会防災会	方南和泉	115	阿佐谷南三丁目新和会防災会	阿佐谷
79	成田地区連合シャレール荻窪自治会防災会	成田	116	高井戸町会防災連合会	高井戸
80	緑ヶ丘町会防災会	馬橋	117	堀ノ内町会防災会	堀ノ内松ノ木
81	井草一・二丁目自治会防災会	下井草	118	堀ノ内自治協力防災会	堀ノ内松ノ木
82	高円寺北庚申文化会防災会	高円寺北	119	上荻親和会防災会	上荻窪
83	荻窪中央町会防災会	荻窪	120	堀ノ内西防災会	堀ノ内松ノ木
84	阿佐谷北三丁目町会防災会	阿佐谷	121	大宮一丁目防災会	堀ノ内松ノ木
85	高井戸ハイホーム防災会	高井戸	122	阿佐谷北二丁目町会防災会	阿佐谷
86	阿佐谷南三丁目曙会防災会	阿佐谷	123	西荻窪町会防災会	荻窪
87	杉の子睦会町会防災会	馬橋	124	永福西町会防災会	下高永福
88	永福防災会	下高永福	125	久我山西防災会	宮前
89	柿木共栄会防災会	下井草	126	仲よし町会防災会	上荻窪
90	和田自治協力防災会	和田	127	天沼尚和会防災会	天沼
91	さくら町会防災会	上井草	128	堀ノ内一・二丁目防災会	堀ノ内松ノ木
92	都営高井戸団地防災会	高井戸	129	荻窪白山親和会防災会	上荻窪
93	阿佐谷南三丁目壺睦防災会	阿佐谷	131	阿佐谷南一丁目中町会防災会	阿佐谷
94	阿佐谷南三丁目町会防災会	阿佐谷	132	宮前四丁目防災会	宮前
95	下高井戸五丁目住宅自治会防災会	下高永福	133	向陽防災会	下高永福
96	高円寺南中央町会防災会	高円寺中央	134	馬橋二丁目北自治会防災会	馬橋
97	高円寺パル商盛会防災会	高円寺中央	136	高円寺北一丁目防災会	高円寺北
98	和田一丁目町会防災会	和田	137	和泉西防災会	方南和泉
99	高円寺南五丁目町会防災会	高円寺中央	138	和泉第二町会防災会	方南和泉
100	コーシャハイム杉並和田防災会	和田	139	阿佐谷北松山通親交会防災会	阿佐谷
101	高南2南町会防災会	高円寺中央	140	明和会防災会	清査中通
102	下高井戸仲町防災会	下高永福	141	清和会防災会	清査中通
103	宮前五丁目南地区防災会	宮前	143	和泉第三防災会	方南和泉
104	天沼三丁目西町会防災会	天沼	145	矢頭防災会	下井草
105	翠親和会防災会	下高永福	147	阿佐谷北温交会防災会	阿佐谷
106	善福寺町防災会	上井草	148	阿佐谷商店街振興組合防災会	阿佐谷
107	新町防災会	上井草	149	梅里一丁目防災会	堀ノ内松ノ木
108	今川防災会	上井草	150	方和防災会	方南和泉

No	組 織 名	区 域
151	西荻南中央会防災会	宮前
152	沓掛防災会	清查中通
153	高井戸第2ハイホーム防災会	高井戸
154	住吉防災会	下井草
155	高円寺南二丁目東自治会防災会	高円寺中央
156	阿佐谷駅前通商店会防災会	阿佐谷
157	都営高井戸東一丁目アパート自治会防災会	高井戸
159	五月会防災会	方南和泉
161	阿佐谷南一丁目親睦会防災会	馬橋
163	高井戸東四丁目町会防災会	高井戸
164	都営井草三丁目第3アパート防災会	下井草
165	都営井草三丁目アパート防災会	下井草
166	井草すばる防災会	下井草
167	宮前一丁目防災会	宮前
168	高円寺南氷川町会防災会	高円寺中央
169	阿佐谷東一番街町会防災会	阿佐谷
170	高井戸パークハウス防災会	高井戸
171	ファミリーグラン高井戸デュプレックス防災会	高井戸
172	神明町文化会防災会	荻窪
173	インザパーク荻窪防災会	上井草
174	成田地区連合都営荻窪二丁目アパート防災会	成田
175	宮前5丁目北地区防災防犯会	宮前
176	グランドメゾン杉並シーズン管理組合防災会	下井草
177	高円寺北4丁目新生会防災会	高円寺北

No.5, 11, 13, 23, 52, 130, 135, 142, 144, 146, 158, 160, 162は欠番、164組織

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

MCA無線・地域防災無線

平成27年3月31日現在

組織	設置場所	M C A 無線機		デジタル地域防災無線機		
		個別番号	個別名称	個別番号	グループ	
災対総務部	防災課 (指令情報班) 防災課 防災課 (車両) 広報課 (車両) 経理課 (車両)	500-521		統制台 100 携帯 701, 710 604, 605 606 655-673	F16	
	バイク隊	550, 551-560	バイク指令、 バイク隊携帯局			
救援部	防災課			736-742	F10	
荻窪救援隊	本隊	荻窪地域区民センター	100	荻窪本部	207	F03
		荻窪地域活動係			208	
	震災救援所	杉並第九小学校	101	杉並九小	431	
		天沼小学校	102	天沼小	402	
		桃井第二小学校	103	桃井二小	405	
		天沼中学校	104	天沼中	409	
		神明中	105	神明中	411	
		保育室若杉	106	保育室若杉	355	
高井戸救援隊	本隊	高井戸地域区民センター	150	高井戸本部	211	F04
		高井戸地域活動係			212	
	福祉 救援所	こども発達センター			711(携帯型)	
		なのはな生活園			712(携帯型)	
	震災救援所	荻窪小学校	151	荻窪小	406	
		高井戸小学校	152	高井戸小	413	
		高井戸第二小学校	153	高井戸二小	414	
		高井戸第四小学校	154	高井戸四小	425	
		松庵小学校	155	松庵小	426	
		富士見丘小学校	156	富士見丘小	416	
		高井戸東小学校	157	高井戸東小	417	
		久我山小学校	158	久我山小	418	
		宮前中学校	159	宮前中	412	
		富士見丘中学校	160	富士見丘中	419	
		高井戸中学校	161	高井戸中	420	
西宮中学校	162	西宮中	421			
西荻救援隊	本隊	西荻地域区民センター	200	西荻本部	213	F05
		西荻地域活動係			214	
	震災救援所	桃井第三小学校	201	桃井三小	422	
		桃井第四小学校	202	桃井四小	423	
		井荻小学校	203	井荻小	424	
		三谷小学校	204	三谷小	466	
		井草中学校	205	井草中	468	
		荻窪中学校	206	荻窪中	427	

阿佐谷救援隊	本隊	阿佐谷地域区民センター	250	阿佐谷本部	201	F06
		阿佐谷地域活動係			202	
	震災救援所	杉並第一小学校	251	杉並一小	428	
		杉並第二小学校	252	杉並二小	429	
		杉並第四小学校	253	杉並四小	441	
		杉並第七小学校	254	杉並七小	430	
		西田小学校	255	西田小	403	
		東田小学校	256	東田小	432	
		馬橋小学校	257	馬橋小	445	
		高円寺中学校	258	高円寺中	448	
		杉森中学校	259	杉森中	435	
		阿佐ヶ谷中学校	260	阿佐ヶ谷中	436	
		東田中学校	261	東田中	437	
		松溪中学校	262	松溪中	408	
高円寺救援隊	本隊	高円寺地域区民センター	300	高円寺本部	209	F07
		高円寺地域活動係			210	
	福祉 救援所	こすもす生活園			658 (携帯型)	
		済美養護学校	361	済美養護	462	
	震災救援所	杉並第三小学校	301	杉並三小	440	
		杉並第六小学校	302	杉並六小	442	
		杉並第八小学校	303	杉並八小	443	
		杉並第十小学校	304	杉並十小	444	
		大宮小学校	305	大宮小	451	
		堀之内小学校	306	堀之内小	446	
		和田小学校	307	和田小	447	
		済美小学校	308	済美小	455	
		松ノ木小学校	309	松ノ木小	434	
		高南中学校	310	高南中	449	
		松ノ木中学校	311	松ノ木中	439	
		大宮中学校	312	大宮中	459	
		和田中学校	313	和田中	450	

永福和泉救援隊	本隊	永福和泉地域区民センター	350	永福本部	205	F08
		永福和泉地域活動係			206	
	震災救援所	高井戸第三小学校	351	高井戸三小	415	
		浜田山小学校	352	浜田山小	433	
		新泉小学校	353	新泉小	452	
		方南小学校	354	方南小	453	
		永福小学校	355	永福小	454	
		和泉小学校	356	和泉小	456	
		向陽中学校	358	向陽中	458	
泉南中学校	359	泉南中	460			
和泉中学校	360	和泉中	461			
井草救援隊	本隊	井草地域区民センター	400	井草本部	203	F09
		井草地域活動係			204	
	福祉救援所	すぎのき生活園			654 (携帯型)	
	震災救援所	桃井第一小学校	401	桃井一小	404	
		桃井第五小学校	402	桃井五小	463	
		四宮小学校	403	四宮小	464	
		杓掛小学校	404	杓掛小	407	
		八成小学校	405	八成小	465	
		東原中学校	406	東原中	438	
中瀬中学校		407	中瀬中	467		
井荻中学校	408	井荻中	410			
医療救護部	杉並保健所	700-701	杉並保健所・保健所携帯	251	F11	
	荻窪保健センター	702	荻窪保健	252		
	高井戸保健センター	703	高井戸保健	253		
	高円寺保健センター	704	高円寺保健	254		
	上井草保健センター	705	上井草保健	255		
	和泉保健センター	706	和泉保健	256		
	杉並保健所 (車両)			601-602		
	医療救護所担当携帯			743-757		
災対都市整備部	建設課	600	建設課		F18	
	杉並土木事務所	601-602	杉並土木1	301		
	杉並土木事務所 (車両)			607-610		
	土木担当携帯			713-723		
	南公園緑地事務所	603	南公園緑地	304		
	南公園緑地事務所 (車両)			611		
	北公園緑地事務所	604	北公園緑地	303		
	北公園緑地事務所 (車両)			612		
	北公園緑地事務所控室			305		
建築担当 建設担当携帯					F19	
				724-729		
災対清掃部	清掃管理課	800	清掃庶務班	158	F13	
	杉並清掃事務所	810-811	本所・本所携帯	351		
	杉並清掃事務所 (車両)	812-822	本所1～本所11			
	杉並清掃事務所方南支所	830-831	支所・支所携帯	353		
	方南支所 (車両)	832-834	支所1～支所13			
	高円寺車庫清掃事業所	850-851	車庫・車庫携帯	354		
	高円寺車庫清掃事業所 (車両)	852-875	車庫1～車庫24			

防災関係機関	杉並警察署	501	F14
	高井戸警察署	503	
	荻窪警察署	502	
	杉並消防署	504	
	荻窪消防署	505	
	日本郵便(株)杉並支店	506	
	日本郵便(株)荻窪支店	507	
	日本郵便(株)杉並南支店	508	
	東京電力(株)東京支店荻窪支社	509	
	東京ガス(株)西部ガス124	510	
	NTT東日本ー東京	511	
	杉並区医師会	512	
	荻窪病院	517	
	樺島病院	518	
	河北総合病院	519	
	救世軍ブース記念病院	520	
	城西病院	521	
	清川病院	522	
	浴風会病院	523	
	東京衛生病院	524	
	山中病院	302	
	寺田病院	352	
	佼成病院	457	
	ニューハート渡辺国際病院	215 (27年度新設予定)	
	杉並区歯科医師会	513	
	杉並区薬剤師会	514	
	東京都柔道整復師会杉並支部	515	
	東京都獣医師会 杉並支部	516	
	杉並土木災害防止協力会	525	
	杉並建設業協会	526	
	東京都トラック協会 杉並支部	527	
	東日本旅客鉄道(株) 荻窪駅	528	
	東京地下鉄(株) 荻窪駅	529	
京王電鉄(株) 永福町駅	530		
西武鉄道(株) 井荻駅	531		
杉並区社会福祉協議会	532		
その他	防災会議室(ゆうゆう高円寺南館内)	215	F06

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料27

無線放送塔一覽

平成27年3月31日現在

	拡声子局名	設置場所		拡声子局名	設置場所
東 部 地 区 27 カ 所	杉並区役所	阿佐谷南1丁目15番1号	西 部 地 区 30 カ 所	高井戸小学校	高井戸西2丁目2番1号
	杉並第一小学校	阿佐谷北1丁目5番27号		高井戸第二小学校	久我山4丁目49番1号
	杉並第二小学校	成田西3丁目4番1号		高井戸第四小学校	西荻南1丁目8番16号
	杉並第三小学校	高円寺南1丁目15番13号		高井戸東小学校	高井戸東1丁目12番1号
	杉並第四小学校	高円寺北2丁目14番13号		久我山小学校	久我山5丁目18番7号
	杉並第六小学校	阿佐谷南1丁目24番21号		松庵小学校	松庵2丁目23番24号
	杉並第七小学校	阿佐谷南3丁目19番2号		おぎ緑地	西荻1丁目12番11号
	杉並第八小学校	高円寺南2丁目40番24号		桃井第二小学校	荻窪5丁目10番25号
	東田小学校	成田東1丁目21番1号		富士見丘小学校	上高井戸2丁目16番13号
	西田小学校	荻窪1丁目38番15号		高井戸中学校	高井戸東1丁目28番1号
	馬橋小学校	高円寺北4丁目28番5号		旧高井戸区民事務所	高井戸西2丁目5番10号
	善福寺川緑地公園(1)	成田西4丁目2番		王子製紙富士見ヶ丘グラ ンド	久我山2丁目19番1号
	善福寺川緑地公園(2)	成田西4丁目15番		大宮前体育館	宮前2丁目11番11号
	公団荻窪団地	荻窪3丁目7番		久我山児童遊園	久我山4丁目36番1号
	杉並児童交通公園	成田西1丁目22番13号		都立西高等学校	宮前4丁目21番32号
	高円寺北公園	高円寺北3丁目20番15号		上高井戸公園	高井戸西3丁目6番18号
	子供の遊び場	天沼1丁目37番地先緑地帯		上高井戸第二児童遊園	上高井戸3丁目11番17号
	梅里中央公園	梅里2丁目34番20号		宮前保育園	宮前2丁目24番38号
	大宮保育園	大宮2丁目16番16号		荻窪公園	荻窪2丁目27番8号
	荻窪南保育園	荻窪1丁目1番6号		松庵東公園	松庵2丁目10番9号
	荻窪体育館	荻窪3丁目47番2号		西高井戸児童遊園	松庵3丁目28番1号
	阿佐谷北第二児童遊園	阿佐谷北6丁目7番8号		上高井戸宿公園	上高井戸1丁目24番5号
	阿佐谷中央公園	阿佐谷北1丁目39番24号		高井戸保健センター	高井戸東3丁目20番3号
	高円寺中央公園	高円寺南4丁目31番7号		久我山会館	久我山3丁目23番20号
	高円寺東公園	高円寺南5丁目11番7号		神明中学校	南荻窪2丁目37番28号
	高円寺中学校	高円寺北1丁目4番16号		西荻南児童館	西荻南3丁目5番23号
	都立豊多摩高校	成田西2丁目6番18号		柏の宮公園	浜田山2丁目5番57号
		つくだ公園	高井戸東2丁目13番16号		
		都営久我山アパート	久我山1丁目8番		
		旧荻窪小学校	南荻窪2丁目1番1号		

	拡声子局名	設置場所		拡声子局名	設置場所
南部地区34カ所	大宮小学校	堀ノ内1丁目12番16号	北部地区33カ所	桃井第一小学校	桃井2丁目6番1号
	永福小学校	永福2丁目16番33号		桃井第三小学校	西荻北2丁目10番7号
	和泉小学校	和泉2丁目17番21号		桃井第四小学校	善福寺3丁目3番5号
	新泉小学校	和泉1丁目44番26号		桃井第五小学校	下井草4丁目22番4号
	方南小学校	方南1丁目52番14号		天沼小学校	天沼2丁目46番10号
	済美小学校	堀ノ内1丁目17番24号		杉並第九小学校	本天沼1丁目2番19号
	松ノ木小学校	松ノ木1丁目2番26号		天沼小学校	天沼3丁目15番20号
	堀之内小学校	堀ノ内3丁目24番11号		香掛小学校	清水3丁目1番9号
	和田小学校	和田2丁目30番21号		八成小学校	井草2丁目25番4号
	浜田山小学校	浜田山4丁目23番1号		四宮小学校	上井草2丁目12番26号
	杉並第十小学校	和田3丁目55番49号		三谷小学校	上井草3丁目14番12号
	高井戸第三小学校	下高井戸4丁目16番24号		井荻小学校	善福寺1丁目10番19号
	永福南小学校	永福1丁目7番6号		東京女子大学	善福寺2丁目6番1号
	佼成学園中・高等学校	和田2丁目6番29号		上井草スポーツセンター	上井草3丁目27番1号
	明治大学和泉校舎グラウンド	永福1丁目9番1号		旧清沓中通出張所	清水2丁目17番11号
	松ノ木運動場	松ノ木1丁目3番22号		荻窪北第3自転車駐車場	天沼3丁目30番40号
	和田堀公園済美山運動場	堀ノ内1丁目16番		関根文化公園	上荻4丁目2番10号
	永福図書館	永福4丁目25番7号		上荻窪児童遊園	上荻2丁目21番6号
	浜田山会館	浜田山1丁目36番3号		観泉寺児童遊園	今川2丁目6番12号
	旧南土木公園事務所	和泉4丁目16番10号		善福寺公園	善福寺3丁目17番
	下高井戸公園	下高井戸2丁目27番5号		私立ちどり幼稚園	下井草2丁目30番9号
	西永福公園	永福3丁目40番6号		井荻公園	西荻北4丁目38番17号
	下高井戸西公園	下高井戸5丁目9番24号		今川一丁目公園	今川1丁目19番8号
	京王電鉄永福町営業所	永福2丁目60番10号		矢頭公園	井草4丁目3番5号
	都営和田一丁目アパート	和田1丁目33番		すぎのき生活園	井草3丁目18番14号
	泉南中学校	堀ノ内1丁目3番1号		都営天沼民生住宅	本天沼2丁目38番
	浜田山南公園	浜田山1丁目17番10号		今川図書館	今川4丁目12番10号
	都立中央ろう学校	下高井戸2丁目22番10号		勤労福祉会館	桃井4丁目3番2号
	東京都交通局小滝橋自動車営業所杉並支所	梅里1丁目14番22号		井草さくら公園	井草1丁目17番16号
	べんてん橋公園	和泉4丁目17番29号		妙正寺体育館	清水3丁目20番12号
	杉並清掃事務所方南支所	方南1丁目3番4号		井草森公園	井草4丁目12番1号
桜上水北自転車駐車場	下高井戸1丁目24番15号	おぎ緑地	西荻北1丁目12番11号		
和泉給水所駐車場	和泉2丁目5番	上井草四丁目自転車集積所	上井草4丁目25番22号		
堀ノ内東公園	堀ノ内3丁目49番11号				

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

救援の程度及び方法の基準

(平成27年4月1日現在)

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考				
I	収容施設の供与	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算				
		長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,621,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可				
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,621,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可				
II	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1人1日(3食)当り 1,080円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による				
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用				
III	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定		次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料				
			世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算
			季別	夏 18,300円以内	23,500円以内	34,600円以内	41,500円以内	52,600円以内	7,700円以内
		冬 30,200円以内	39,200円以内	54,600円以内	63,800円以内	80,300円以内	11,000円以内		

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考
IV	医療の提供及び助産	医療の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(マッサージ、はり等)における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への取容 5 看護
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○ 次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
V	被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
VI	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当り 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内	○ 死体の応急的処理程度のものを行う ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○ 次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ及び骨箱
VII	電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
VIII	①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1世帯当り 567,000円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施
	②	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○ 小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 ○ 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童・中学校生徒 特別支援学校の小学部児童、中学生生徒及び中等教育学校前期課程生徒を含む ○ 高等学校等生徒 高等学校(定時・通信制含む。)、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

根拠法令	救援の種類	対象	費用の限度額	備考	
VIII	③ 死体の捜索及び処理	死体の捜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
		死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理(埋葬を除く。)	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案(原則として救護班において実施)
	④ 武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 134,300円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
	救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索、救出 4 死体の捜索、処理 5 救済用物資の整理配分	

※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)」(以下「基準告示」という。)において示されている内容を整理したものである。

※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。

※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準を定める。(基準告示第1条第2項)

※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。(基準告示第1条第3項)

参考

国民保護法第75条(救援の実施)

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条(救援の程度、方法及び期間)

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項

法第75条第3項に規定する救援の機関は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日(法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあっては、その救援を開始した日)から内閣総理大臣が定める日までとする。

資料 29

災害対策用備蓄倉庫一覧

No.	施設名	構造・面積	所在地
1	杉並区高井戸災害備蓄倉庫	鉄筋 247.15 m ²	高井戸東1-18-5 南公園緑地事務所等と併設
2	〃 松ノ木 〃	〃 149.50	松ノ木2-33-6 松ノ木保育園・児童館と併設
3	〃 善福寺 〃	〃 30.00	善福寺2-26-18 善福寺保育園・敬老館と併設
4	〃 久我山 〃	〃 65.33	久我山5-18-7 久我山小学校隣接
5	〃 永福 〃	〃 42.52	永福2-6-12 永福南保育園・児童館隣接
6	〃 和田 〃	〃 40.00	和田2-31-18 和田小学校隣接
7	〃 成田西 〃	〃 90.00	成田西3-4-1 杉並第二小学校隣接
8	〃 上井草 〃	〃 30.00	上井草2-12-26 四宮小学校隣接
9	〃 下高井戸 〃	〃 45.00	下高井戸3-26-1 下高井戸運動場隣接
10	〃 堀ノ内 〃	〃 90.00	堀ノ内2-5-27 済美教育研究所隣接
11	〃 久我山第二 〃	〃 51.67	久我山5-36-17 希望の家(福祉施設)隣接
12	〃 浜田山 〃	〃 77.25	浜田山4-21-3 浜田山児童館と併設
13	〃 永福第二 〃	鉄骨 30.25	永福1-3-1 東京都水道局用地
14	〃 上井草第二 〃	鉄筋 401.82	上井草3-16-21 上瀬戸公園隣接
15	〃 松ノ木第二 〃	鉄骨 71.71	松ノ木1-3-11 和田堀公園隣接
16	〃 高井戸西 〃	鉄筋 108.35	高井戸西2-5-10 (旧)高井戸区民事務所・児童館と併設
17	〃 善福寺第二 〃	鉄骨 124.15	善福寺1-8-4 荻窪中学校隣接
18	〃 和泉第二 〃	鉄筋 150.00	和泉2-36-11 和泉児童館隣接
19	〃 桃井 〃	〃 70.98	桃井4-3-2 西荻地域区民センター地下
20	〃 高円寺北 〃	〃 156.00	高円寺北4-35-4 馬橋公園内
21	〃 和田第二 〃	〃 165.00	和田3-55-46 蚕糸の森公園内
22	〃 阿佐谷南 〃	〃 239.32	阿佐谷南1-15-1 区役所地下
23	〃 井草 〃	〃 299.89	井草4-13-1 井草森公園管理事務所地下
24	〃 梅里堀ノ内 〃	〃 100.19	堀ノ内3-37-4 梅里堀ノ内敬老会館と併設
25	〃 柏の宮公園 〃	〃 66.98	浜田山2-5-1 杉並区立柏の宮公園内
26	〃 天沼 〃	〃 68.40	天沼3-23-1 天沼弁天池公園内
27	〃 高円寺南 〃	〃 50.73	高円寺南4-44-11 ゆうゆう高円寺南館と併設
28	〃 桃井第二 〃	〃 156.00	桃井3-8-1 桃井原っぱ公園内
29	〃 南荻窪 〃	〃 61.09	南荻窪4-1-1 大宮前体育館と併設
	計	3309.28m ²	

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料30

震災救援所1箇所あたりの備蓄品一覧（基準値）

平成26年4月現在

No.	品名	基準値		No.	品名	基準値		No.	品名	基準値		
		数量	単位			数量	単位			数量	単位	
救援所運営	1	震災救援所セット	1	セット	34	ツルハシ	15	本	67	小型発電機(内インバータ・ガス発電機各1台)	2	台
	2	ボランティア腕章	200	枚	35	大型バール	15	本	68	大型発電機	1	台
	3	台車	1	台	36	大型ハンマー	15	本	69	バール用投光機用発電機(インバータ)	1	台
	4	防水シート(大・小)	各50	枚	37	カナテコ	15	本	70	毛布	800	枚
	5	リヤカー	4	台	38	オノ	15	本	71	救急シート	100	枚
	6	集会用テント(ジャバラ式)	2	張	39	折込のこぎり	10	本	72	使い捨てカイロ	1,920	個
	7	簡易間仕切り(ダンボール)	4	セット	40	ロープ	2	巻	73	タオル	300	本
	8	カーベット	50	枚	41	はしご	1	台	74	ウェットティッシュ	1,000	袋
	9	ストーブ式	1	式	42	軍手	480	双	75	ポケットティッシュ	2,000	袋
食品・飲料水関係	10	クラッカー *1	3,850	食	43	防塵マスク	150	個	76	箱ティッシュ	750	箱
	11	乾燥米(アルファ米)	3,200	食	44	防塵メガネ	10	個	77	トイレットペーパー	96	巻
	12	おかゆ	150	袋	45	担架	10	台	78	紙オムツ(大人用)	360	枚
	13	味噌汁	1,400	食	46	万能担架	2	台	78	紙オムツ(小人用S)	80	枚
	14	食料品用保存水(2リットル)	384	本	47	レスキューキャリーマット	5	組	78	紙オムツ(小人用M)	160	枚
	15	ミネラルウォーター(2リットル)	1,800	本	48	おんぶ紐	5	本	78	紙オムツ(小人用L)	160	枚
	16	粉乳(ミルク)	150	食	49	車いす(ノーバンクタイプ)	2	台	79	生理用品	1,000	個
	17	ほ乳びん(乳首付)	30	本		空気入れ(25年度見直し廃番)			80	洗い桶	100	個
	18	わりばし	5,000	膳	51	松葉杖	5	組	81	石けん	200	個
	19	炊飯器具(大釜・カマド・付属品)	2	組	52	応急救護セット	1	セット	82	マンホールトイレ和式	10	基
	20	大型バーナー(LPG用)	2	台	53	聴覚障害者対応セット	1	セット	83	マンホールトイレ洋式OP	5	基
	21	カセットコンロ	20	台	54	特殊救急収納袋(遺体収納袋)	5	枚	84	バール缶トイレ	3	基
	22	サランラップ(50本入)	1	箱	55	コードリール	3	台	85	簡易トイレ(ユニトイレ)	20	基
	23	ビニールバケツ	3,500	個	56	バール用投光機	1	台	86	収便袋	300	枚
	24	金属バケツ	30	個	57	投光機(頭・三脚)	3	セット	87	ゴミ袋	1,000	枚
25	ポリタンク	20	個	58	懐中電灯	50	台	88	蓋付バケツ(20L)	20	個	
26	ポリコップ	4,000	個	59	ヘッドランプ	20	台	89	ライター	20	本	
工具・救助関係	27	スタンドパイプセット(消火栓用)	1	セット	60	ランタン	50	台	90	固形燃料(ヘキサクック)	36	セット
	28	油圧ジャッキ	2	基	61	ラジオ	10	台	91	くん薪(5kg×4箱)	1	箱
	29	エンジンチェーンソー	1	台	62	携帯電話充電器(手動式)	1	台	92	コンロ用ポンベ	150	本
	30	スコップ(角)	10	本	63	携帯電話充電器(電池式)	5	台	93	ガソリン1.5L缶詰(発電機用)*2	44	缶
	31	スコップ(剣)	10	本	64	乾電池(単一)誘導灯用	8	本	94	混合ガソリン1.5L缶詰(チェーンソー用)	2	缶
	32	トビクチ	15	本	65	乾電池(単二)メガホン用	8	本	95	灯油缶詰(ストーブ用)*3	60	缶
	33	カケヤ	15	本	66	乾電池(単三)	310	本	96	プロパンガス(5kg)	1	本

※帰宅困難者対応備蓄品 拠点校7校(杉一・杉四・杉十・桃一・桃二・桃三・阿佐谷中) *1クラッカー各700食 *2ガソリン各30L *3灯油各30L上記に加算

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料31

医療救護所・災害拠点病院等

医療救護所			所管センター
名称	所在地	電話番号	
杉二小医療救護所	成田西3-4-1	3313-0564	荻窪保健センター 荻窪5-20-1 3391-0015
桃一小医療救護所	桃井2-6-1	3390-3178	
桃二小医療救護所	荻窪5-10-25	3392-6728	
桃三小医療救護所	西荻北2-10-7	3399-3135	
桃五小医療救護所	下井草4-22-4	3390-3188	
三谷小医療救護所	上井草3-14-12	3390-0164	
高三小医療救護所	下高井戸4-16-24	3302-0181	高井戸保健センター 高井戸東3-20-3 3334-4304
富士見丘中医療救護所	久我山2-20-1	3333-8928	
西宮中医療救護所	宮前5-1-25	3333-8828	
杉一小医療救護所	阿佐谷北1-5-27	3338-8367	高円寺保健センター 高円寺南3-24-15 3311-0116
杉十小医療救護所	和田3-55-49	3313-1364	
馬橋小医療救護所	高円寺北4-28-5	3330-3411	
和田小医療救護所	和田2-30-21	3383-2425	
方南小医療救護所	方南1-52-14	3322-7661	
杉並和泉学園医療救護所※	和泉2-17-14	3322-4251	

※ 平成27年4月～「和泉中医療救護所」から変更

災害拠点病院・災害拠点連携病院等			
	名称	所在地	電話番号
◎	荻窪病院	今川3-1-24	3399-1101
○	城西病院	上荻2-42-11	3390-4166
○	樺島病院	浜田山4-1-8	3311-1195
△	救世軍ブース記念病院	和田1-40-5	3381-7236
○	浴風会病院	高井戸西1-12-1	3332-6511
○	河北総合病院	阿佐谷北1-7-3	3339-2121
○	東京衛生病院	天沼3-17-3	3392-6151
○	清川病院	阿佐谷南2-31-12	3312-0151
○	山中病院	西荻南2-25-17	3335-5611
○	寺田病院	宮前5-18-16	3332-1166
◎	佼成病院	和田2-25-1	3383-1281
○	ニューハート・ワタナベ国際病院	浜田山3-19-11	3311-1119

※ ◎ 災害拠点病院 ○ 災害拠点連携病院 △ 災害拠点協力病院

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料32

歯科医療救護所

歯 科 医 療 救 護 所		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
杉並区歯科保健医療センター	(杉並保健所内)	3398-5666

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料33

負傷動物救護所

負 傷 動 物 救 護 所			所管センター
名 称	所 在 地	電 話 番 号	
東田中負傷動物救護所	成田東3-10-17	3313-1461	荻窪保健センター
井草中負傷動物救護所	上井草3-20-11	3390-3144	
高二小負傷動物救護所	久我山4-49-1	3333-7728	高井戸保健センター
杉森中負傷動物救護所	阿佐谷北5-45-24	3330-3431	高円寺保健センター
杉並和泉学園負傷動物救護所※	和泉2-17-14	3322-4251	

（上記学校に設置が困難な場合は、近接する他の学校に設置。）

※ 平成27年4月～「和泉小負傷動物救護所」から変更

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料34

医療資器材・医薬品等備蓄一覧

品 名	内 容	数 量	備 考
災害用接骨セット	骨折固定用具、包帯材料用品等	66セット	震災救援所用

出典：杉並区地域防災計画（平成27年修正）

資料 35

感染症指定医療機関

(1) 特定感染症指定医療機関

病院名	病床数
独立行政法人国立国際医療研究センター病院	4床

(2) 感染症指定医療機関

病院名	病床数		所在地	主たる管轄
	一種	二種		
都立駒込病院	2床	28床	文京区本駒込 三丁目18番22号	文京・台東・北 荒川・足立・葛飾
公益財団法人 東京都保健医療公社荏原病院	2床	18床	大田区東雪谷 四丁目5番10号	品川・目黒・大田 世田谷・渋谷
都立墨東病院	2床	8床	墨田区江東橋 四丁目23番15号	千代田・中央・港 墨田・江東・江戸川
公益財団法人 東京都保健医療公社豊島病院		20床	板橋区栄町 33番地1	新宿・中野・杉並 豊島・板橋・練馬
青梅市立総合病院		4床	青梅市東青梅 四丁目16番地5	青梅・福生・羽村・あきる野 瑞穂・日の出・奥多摩・檜原
東京医科大学 八王子医療センター		8床	八王子市館町 1163番地	八王子・町田 日野・多摩・稲城
国家公務員共済組合連合会 立川病院		6床	立川市錦町 四丁目2番22号	立川・昭島・国分寺・国立 東大和・武蔵村山
日本赤十字社東京都支部 武蔵野赤十字病院		6床	武蔵野市境南町 一丁目26番1号	武蔵野・三鷹・府中 調布・小金井・狛江
公立昭和病院		6床	小平市花小金井 八丁目1番1号	小平・東村山・西東京 清瀬・東久留米
国民健康保険町立八丈病院		2床	八丈島八丈町三根 26番地11	大島・利島・新島・神津 三宅・御蔵・八丈・青ヶ島 小笠原
合計	6床	106 床		

(1) (2) 厚生労働省・東京都ホームページより抜粋

資料 36

火葬施設一覧

区分	名称	所在地	電話
民営	堀の内斎場	杉並区梅里 1-2-27	3311-2324
民営	落合斎場	新宿区上落合 3-34-12	3361-4042
民営	代々幡斎場	渋谷区西原 2-42-1	3466-1006

出典：杉並区地域防災計画（平成 27 年修正）

資料 37

遺体収容所一覧

杉並警察所管内	荻窪警察所管内	高井戸警察所管内
区立荻窪体育館	区立妙正寺体育館	区立大宮前体育館
杉並区荻窪 3-47-2	杉並区清水 3-20-12	杉並区南荻窪 2-1-1
3220-3381	3399-4224	3334-4618

出典：杉並区地域防災計画（平成 27 年修正）

資料38 鉄道各駅別乗車人員及び降車人員

JR中央線

(平成21年度) 単位:人/年間

駅名	乗車人員				降車人員					
	下り		上り		下り		上り			
	定	外	定	外	定	外	定	外		
高円寺	17,913,979 (49,079)	2,020,403 (11,724)	2,258,807	5,319,434	17,835,405 (48,864)	8,315,335 (37,356)	5,435,278	2,020,403 (11,191)	2,064,389	
阿佐ヶ谷	16,170,803 (44,304)	2,369,194 (12,525)	2,202,294	4,431,660	16,338,460 (44,763)	7,167,655 (31,779)	4,703,103	2,369,194 (12,240)	2,098,508	
荻窪	28,437,282 (77,910)	4,347,628 (25,050)	4,795,645	7,528,152	31,297,704 (85,747)	11,765,857 (52,860)	7,901,293	7,053,583 (31,865)	4,576,971	
西荻窪	14,854,008 (40,696)	2,310,061 (12,613)	2,293,588	4,008,614	15,323,743 (41,983)	6,241,745 (28,083)	4,315,579	2,310,061 (13,059)	2,456,358	
西武新宿線										
下井草	4,412,633 (12,089)	442,440 (2,177)	352,118	1,208,055	4,430,717 (12,139)	2,410,020 (9,913)	1,224,093	442,440 (2,182)	354,164	
井荻	3,695,650 (10,125)	384,660 (2,110)	385,432	1,157,688	3,633,829 (9,956)	1,767,870 (8,015)	1,106,124	384,660 (2,082)	375,175	
上井草	3,741,895 (10,252)	433,230 (2,263)	392,822	957,833	3,811,915 (10,444)	1,958,010 (7,989)	1,002,583	433,230 (2,332)	418,092	
京王線										
八幡山	7,247,727 (19,857)	819,540 (4,130)	688,079	2,007,898	7,084,807 (19,410)	3,732,210 (15,726)	1,876,040	819,540 (4,045)	657,017	
京王井の頭線										
永福町	5,354,052 (14,669)	371,370 (2,681)	607,173	1,963,899	5,421,768 (14,854)	2,411,610 (11,988)	1,958,042	371,370 (2,883)	680,746	
西永福	3,443,962 (9,436)	406,440 (2,450)	487,808	1,225,814	3,347,049 (9,170)	1,323,900 (6,986)	1,158,463	406,440 (2,369)	458,246	
浜田山	5,294,106 (14,504)	450,000 (3,117)	687,714	1,815,012	5,294,557 (14,506)	2,341,380 (11,387)	1,800,658	450,000 (3,158)	702,519	
高井戸	7,557,280 (20,705)	1,235,100 (5,745)	861,758	1,898,012	7,461,243 (20,442)	3,562,410 (14,960)	1,837,640	1,235,100 (5,647)	826,093	

駅名	乗車				降車				人員			
	総数	下り		上り	総数	下り		上り	総数	下り		上り
		定期	定期外			定期	定期外			定期	定期外	
富士見ヶ丘	2,514,732 (6,890)	272,880 (2,129)	504,311	936,150 (4,760)	801,391	936,150 (4,691)	776,052	272,880 (2,215)	2,520,781 (6,906)	1,802,516	1,025,040 (5,783)	535,699
久我山	6,767,151 (18,540)	1,025,040 (5,813)	1,096,553	2,783,790 (12,728)	1,861,768	2,783,790 (12,565)	1,802,516	1,025,040 (5,783)	6,697,203 (18,349)	1,802,516	1,025,040 (5,783)	1,085,857
地下鉄丸ノ内線												
東高円寺	5,658,344 (15,502)	371,340 (2,382)	497,929	2,674,470 (13,121)	2,114,605	2,674,470 (12,626)	1,934,183	371,340 (2,333)	5,460,027 (14,959)	1,934,183	371,340 (2,333)	480,034
新高円寺	6,107,712 (16,733)	289,140 (2,039)	455,221	2,987,700 (14,694)	2,375,651	2,987,700 (14,219)	2,202,298	289,140 (1,986)	5,914,849 (16,205)	2,202,298	289,140 (1,986)	435,711
南阿佐ヶ谷	3,961,193 (10,853)	183,210 (1,536)	377,277	1,675,530 (9,317)	1,725,176	1,675,530 (8,971)	1,598,967	183,210 (1,618)	3,864,957 (10,589)	1,598,967	183,210 (1,618)	407,250
荻窪	12,706,564 (34,813)	-	-	7,513,050 (34,813)	5,193,514	7,513,050 (34,618)	5,122,494	-	12,635,544 (34,618)	5,122,494	-	-
方南町	5,770,349 (15,809)	-	-	3,437,340 (15,809)	2,333,009	3,437,340 (15,297)	2,145,987	-	5,583,327 (15,297)	2,145,987	-	-

出典：杉並区統計書（平成26年版）

注：（ ）内は、1日当たりの数値で参考数値
資料：財団法人運輸政策研究機構「都市交通年報」

大規模商業施設（店舗面積 1,000 m²以上）

平成 27 年 9 月 1 日現在

企業名	店舗名	住 所
(株)いなげや	杉並桜上水店	下高井戸 2-10-6
(株)クイーンズ伊勢丹	新高円寺店	梅里 1-7-7
	杉並桃井店	桃井 3-17-20
サミット(株)	西永福店	永福 3-53-16
	高井戸東店	高井戸東 4-1-13
	成田東店	成田東 1-35-12
	妙法寺前店	堀ノ内 3-3-20
	和泉店	和泉 4-50-11
	井荻駅前店	井草 3-4-23
	善福寺店	善福寺 1-34-24
(株)西友	阿佐ヶ谷店	阿佐谷北 1-5-6
	下井草店	下井草 2-41-8
	富士見ヶ丘店	高井戸西 2-10-13
	荻窪店	上荻 1-9-1
	西荻窪店	西荻北 3-25-27
	浜田山店	浜田山 3-29-6
イオンマーケット(株)	阿佐谷店	阿佐谷南 1-32-10
	井荻店	下井草 5-18-8
	久我山店	久我山 4-2-6
(株)オリンピック	高円寺店	高円寺北 2-19-6
	高井戸店	高井戸東 3-21-17
(株)ヌマヤ	阿佐ヶ谷店	阿佐谷南 1-34-1
(株)オオゼキ	高井戸店	高井戸西 2-3-45
(株)AOKI	井草店	井草 3-19-14
(株)コジマ	コジマ×ビッグカメラ井草店	井草 3-17-10
	コジマ×ビッグカメラ善福寺店	善福寺 1-34-24
	NEW 高井戸東店	高井戸東 4-2-1
(株)ドン・キホーテ	環七方南町店	方南 1-28-3
(株)有賀園ゴルフ	杉並店	清水 3-8-6
タウンセブン		上荻 1-9-1
(株)ルミネ	荻窪店	上荻 1-7-4
(株)スーパーバリュー	杉並高井戸店	下高井戸 5-12-12
阿佐谷西 1 号館	ダイヤ街	阿佐谷南 3-58-1
京王電鉄(株)	京王リトナード 八幡山	上高井戸 1-1-11
	京王リトナード 高井戸	高井戸西 2-1-26
西荻マイロード	(JR高架下)	西荻南 3-24-1
荻窪北口駅前ビル	(パチンコ店等)	天沼 3-2-6・7

資料：産業振興センター商業係

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

発令 : 平成17年3月28日号外総務省令第44号

最終改正 : 平成27年9月16日号外総務省令第76号

改正内容 : 平成27年9月16日号外総務省令第76号[平成28年1月1日]

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が

本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一六日総務省令第七六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〔平成二五年五月法律第二七号〕（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

[後略]

(経過措置)

第二条 〔一項略〕

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一・二 〔略〕

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四・五 〔略〕

資料41

安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(欠席)の態様	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫家族・同居者への自家の希望	⑬本人への自家の希望	⑭関係機関等への希望	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑪～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		申 請 者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small> 籍	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長） 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料 42 被災情報報告様式

被災情報報告書

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

杉並区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 杉並区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

資料43 公用令書の様式

別記様式第二

保管第	号	公 用 令 書		
		氏名 住所		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第81条第3項 第81条第4項 第183条におい 第183条におい		
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
て準用する第81条第3項				
て準用する第81条第4項				
(理由)				
年 月 日				
処分権者 氏名				印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき 場所	保管すべき 期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第三

使用第	号	公 用 令 書					
		氏名 住所					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第82条 第183条にお					
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用							
する。							
(理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名				印			
名 称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第四

取消第	号	公 用 令 書	
		氏名 住所	
			第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条 第183条におい 第183条におい 第183条におい 第183条におい
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	
		第81条第2項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 第81条第3項 第81条第4項 第82条 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律施行令 第16条 第52条において準用する第16条の規定によ り、これを交付する。 （取り消した処分の内容） 年 月 日 処分権者 氏名	印

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

資料44 埋葬及び火葬様式

遺体処理票

災害遺体番号		第	号
死亡者	氏名 (年齢)	(才)	
	住所		
	死亡年月日	年	月 日
	死亡原因		
	死体発見の日時・場所		
引取人	氏名		
	住所		
	死亡者との関係		
	引取年月日	年	月 日
遺留品	処理番号	第	号
	保管所		
備考			
遺体収容所			

(注) 身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨記載し遺体の特徴、その他参考となる事項を詳しく記入すること。

遺体氏名札

杉並区災害遺体 第 号 氏 名

遺留品処理票

遺留品処理番号		第	号	
遺留品	品名	数量	品目	数量
引取人	氏名			
	住所			
	死亡者との関係			
	引取年月日	年	月	日
死亡者	遺体番号	第	号	
	氏名			
	住所			
備考				
遺留品保管所				

(注) 遺留品の特徴、その他を備考欄に記入すること。

災害遺体搬送票

送付番号 災害遺体搬送票 杉並区災害遺体第 号 氏名 を送付する。 年 月 日 杉並区長 齋場宛
--

遺 骨 処 理 票

遺 骨 処 理 票		第	号
死 亡 者	災害遺体番号	第	号
	氏 名		
	住 所		
	焼 骨 日 時 場 所		
引 取 人	氏 名		
	住 所		
	死亡者との 関 係		
	引取年月日	年	月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第	号
	保 管 所		
備 考			
納 骨 場 所			

杉並区国民保護計画（平成28年2月改定）

登録印刷物番号

28-0024

別冊・資料

平成28年6月発行

編集・発行： 杉並区総務部危機管理室危機管理対策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

